

官報

号外

昭和二十七年六月十一日

第十三回 参議院會議錄第五十号

昭和二十七年六月十一日(水曜日)午前
十時三十九分開議

議事日程 第四十九号

昭和二十七年六月十一日

午前十時開議

第一 榮養改善法案(中山善彦君
外五名発議) (委員長報告)

第二 外国軍用艦船等に関する検
疫法特例案(内閣提出、衆議院
送付) (委員長報告)

第三 造船法の一部を改正する法
律案(衆議院提出) (委員長報告)

第四 放送法の一部を改正する法
律案(衆議院提出) (委員長報告)

第五 公共土木施設災害復旧事業
費国庫負担法の一部を改正する
法律案(衆議院提出) (委員長報告)

第六 地方税法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第七 国際通貨基金及び国際復興
開発銀行への加盟に伴う措置に
関する法律案(内閣提出、衆議
院送付) (委員長報告)

第八 国際連合の特権及び免除に
関する国際連合と日本国との間
の協定の締結について承認を求
めるの件(衆議院送付) (委員長報告)

第九 千九百二十八年十二月十四
日にジュネーヴで署名された経
済統計に関する国際條約、議定
書及び附屬書並びに千九百二十
八年十二月十四日にジュネーヴ
で署名された経済統計に関する
国際條約を改正する議定書及び
附屬書の締結について承認を求
めるの件(衆議院送付) (委員長報告)

第一〇 安全保障條約締結に伴う
横須賀駐留地域決定に関する請
願 (委員長報告)

第一一 安全保障條約締結に伴う
吳駐留地域決定に関する請願
(委員長報告)

第一二 安全保障條約締結に伴う
舞鶴駐留地域決定に関する請願
(委員長報告)

第一三 安全保障條約締結に伴う
神奈川県追浜、長浦地区の再接
収に関する請願 (委員長報告)

第一四 安全保障條約締結に伴う
横須賀市追浜地区の接収反対に
関する請願 (委員長報告)

第一五 戦犯服役者の内地送還お
よび留守家族の援助に関する請
願 (委員長報告)

第一六 在外同胞引揚促進等に関
する請願(二件) (委員長報告)

第一七 日米行政協定第十二條の
駐留軍調達に関する請願
(委員長報告)

第一八 ソ連、中共地区その他の
戦犯者減刑等に関する請願
(委員長報告)

第一九 佐世保船舶工業株式会社
に旧佐世保海軍工士より第四
ソク使用許可の請願 (委員長報告)

第二〇 行政協定に伴う基地供與
および施設の一部除外に関する
請願 (委員長報告)

第二一 愛知県小牧飛行場拡張に
関する請願 (委員長報告)

第二二 朱鷺内、羽幌両駅間鉄道
敷設促進に関する請願
(委員長報告)

第二三 四国循環鉄道敷設工事促
進に関する請願(二件)
(委員長報告)

第二四 四国循環鉄道の第一、第
二期敷設工事促進に関する請願
(委員長報告)

第二五 岡崎、多治見両駅間鉄道
敷設に関する請願 (委員長報告)

第二六 茨城県長倉村、大子町間
鉄道敷設促進に関する請願
(委員長報告)

第二七 殿田、小浜両駅間鉄道敷
設促進に関する請願
(委員長報告)

第二八 日の影線鉄道延長工事促
進に関する請願 (委員長報告)

第二九 五條、新宮両駅間鉄道敷
設促進に関する請願
(委員長報告)

第三〇 天塩沿岸鉄道完通促進に
関する請願 (委員長報告)

第三一 白根鉄道復活に関する請
願 (委員長報告)

第三二 北陸、上越連絡鉄道敷設
に関する請願 (委員長報告)

第三三 片町線鉄道複線化に関す
る請願 (委員長報告)

第三四 常磐線電車を佐貫駅まで
延長運行するの請願
(委員長報告)

第三五 国鉄電車を明石駅より姫
路駅まで延長運行の請願
(委員長報告)

第三六 明石、姫路両駅間国鉄電
車延長運転促進に関する請願
(委員長報告)

第三七 大宮、仙台両駅間鉄道電
化促進に関する請願
(委員長報告)

第三八 福塩線下川辺駅まで電車
延長運行の請願 (委員長報告)

第三九 新庄、余目両駅間および
念珠岡、吹浦両駅間にディーゼ
ルカー運行の請願 (委員長報告)

第四〇 三石、笠岡両駅間に汽動
車運行の請願 (委員長報告)

第四一 大阪、篠山口両駅間にデ
ィゼルカー運行の請願
(委員長報告)

第四二 日の影線にディーゼル
カー運行の請願 (委員長報告)

第四三 奈良線列車増発等に関す
る請願 (委員長報告)

第四四 足立、上石見両駅間に新
郷駅設置の請願 (委員長報告)

第四五 岡崎、安城両駅間に停車
場設置の請願 (委員長報告)

第四六 折尾、遠賀川両駅間およ
び折尾、中間両駅間に停車場設
置の請願 (委員長報告)

第四七 和歌山県二川村に国營バ
ス運轉開始の請願 (委員長報告)

第四八 宇野港の国鉄代替施設工
事促進に関する請願
(委員長報告)

第四九 伯備線の施設改善強化に
関する請願 (委員長報告)

第五〇 室蘭港の石炭積卸施設増
強に関する請願 (委員長報告)

第五一 強制徴収による出石鉄道
株式会社業務休止期間中復活
準備補助金下附の請願
(委員長報告)

第五二 姫路市に鉄道管理局設置
の請願 (委員長報告)

第五三 下関市に鉄道管理局設置
の請願 (委員長報告)

第五四 北海道室蘭市に鉄道管理
局設置の請願 (委員長報告)

第五五 国鉄嘱託医の住診用バス
復活に関する請願 (委員長報告)

第五六 菓子の鉄道貨物運賃基準
改正に関する請願 (委員長報告)

第五七 行政協定の裁判管轄問題
に関する陳情 (委員長報告)

第五八 在外同胞引揚促進等に関
する陳情 (委員長報告)

第五九 だ補留船舶および乗組
員の返還等に関する陳情
(委員長報告)

第六〇 海外抑留同胞引揚促進等
に関する陳情 (委員長報告)

第六一 インドネシア共和国にお

昭和二十七年六月十一日 参議院會議錄第五十号

昭和二十七年六月十一日 参議院會議録第五十号 議長の報告

ける生存者送還および戦没者供養に関する陳情（委員長報告）
第六二 行政協定による駐留米国

第六三 拘留同胞救出等に関する
(委員長報告)

陳情 (委員長報告)
第六四 熊本県大矢の原演習地接
収反對に関する陳情

第六五 大分県久住高原地区の駐留軍用地調達反対に関する陳情
(委員長報告)

第六六 海外抑留職犯者の内地送還等に関する陳情（委員長報告）

第六七 野岩羽線鉄道敷設促進に
関する陳情 (委員長報告)

第六八 名古屋、多治見両駅間鉄

道電化に關する陳情
(委員長報告)

第六九 北海道内國有鐵道スビー

內閣委員	石原幹市郎君
建設委員	楠瀬 常猪君
予算委員	中川 幸平君

決算委員	溝淵 春次君
議院運営委員	安井 謙君
同	草葉 隆圓君

同日議長において、常任委員の補欠を
上の通り指名した。

内閣委員 楠瀬 常猪君

建設委員	石原幹市郎君
予算委員	草葉 隆圓君
決算委員	安井 謙君

同日議員から左の議案を提出した。よ

○副議長(三本治朗君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、榮養改善法案(中山壽彦君外五名発議)

日程第二、外国軍用艦船等に関する検査法特例案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。厚生委員長梅津錦一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

榮養改善法案
右の議案を議決する。

昭和二十七年六月七日
発議者
中山 壽彦 山下 義信
河崎 ナツ 深川 タマエ
藤森 眞治 谷口 弥三郎
参議院議長佐藤尚武殿

榮養改善法
(目的)

第一條 この法律は、国民の榮養改善思想を高め、国民の榮養状態を明らかにし、且つ、国民の榮養を改善する方途を講じて国民の健康及び体力の維持向上を図り、もつて国民の福祉の増進に寄與することを目的とする。

(国民榮養調査の実施)

第二條 国は、榮養改善の方途を講ずる基礎資料として国民の健康状態、榮養攝取量、榮養攝取と経済

負担との関係等を明らかにするため、国民榮養調査を実施する。

2 国民榮養調査は、身体状況調査及び榮養攝取状況調査とし、毎年、厚生大臣の定める時期に行う。

3 都道府県知事は、厚生大臣の指揮監督を受けて、その管轄区域内の国民榮養調査の執行に関する事務を行う。

(被調査者の選定及び協力義務)

第三條 国民榮養調査の対象の選定は、無作為抽出法により、毎年、厚生大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによつて行う。

2 前項の規定により指定された調査世帯に属する者(以下被調査者という)は、国民榮養調査の実施に協力しなければならない。

3 被調査者が未成年者又は禁治産者である場合には、その親権者、後見人又は現に監護を行つている者において、前項の義務を果させるために必要な措置を講じなければならない。

(国民榮養調査員)

第四條 国民榮養調査の事務に従事させるため、都道府県に国民榮養調査員を置く。

2 国民榮養調査員は、医師、榮養士、保健婦その他の者のうちから、毎年、都道府県知事が任命する。

3 国民榮養調査員は、非常勤とする。

4 国民榮養調査員は、実施につきその職務を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(費用負担)

第五條 国庫は、国民榮養調査に要する費用を負担する。

(調査票の使用制限)

第六條 国民榮養調査のために徴した調査票は、榮養改善その他直接国民の福祉の向上を図る目的以外の目的のために使用してはならない。

(省令への委任)

第七條 前五條に定めるものの外、国民榮養調査の方法、調査項目その他国民榮養調査の実施に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(榮養相談所)

第八條 都道府県及び保健所を設置する市は、保健所の附属機関として、榮養相談所を設置することが出来る。

2 榮養相談所は、食生活改善の促進を図ることを目的として、一般の食事は病人の食事の献立及び調理、食品の榮養価、食品の榮養効果その他榮養改善に関する事項につき相談に應ずるところとする。

3 榮養相談所は、前項に規定する事項につき相談を受けたときは、懇切にこれに応じなければならない。

(榮養指導員)

第九條 都道府県及び保健所を設置する市に、榮養指導員を置く。

2 榮養指導員は、食品の榮養士合理的な消費、榮養効果の充分な給

食の実施、給食担当者の榮養に関する知識の向上及び食品の調理方法の改善等について必要な援助及び指導を行つて、住民の榮養状態の改善に努めるものとする。

3 榮養指導員は、都道府県又は市の技術職員とし、医師又は榮養士の資格を有する者について都道府県知事又は市長が任命する。

(集団給食施設における榮養管理)

第十條 特定多数人に対して、通例として、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設(以下集団給食施設という)で榮養士を置かないもの(医師が管理するものを除く)にあつては、その供給する食事に、献立の内容、榮養価の算定及び調理の方法に關して、厚生省令の定めるところにより榮養指導員の指導を受けなければならない。

(調査指導)

第十一條 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、榮養改善指導上必要があると認めるときは、集団給食施設の経営者から必要な報告を求め、又は榮養指導員に特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設について榮養改善の見地から必要な指導をさせることができる。

2 前項の規定により榮養指導員が指導を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(特殊榮養食品の標示)

第十二條 販売に供する食品につき、榮養成分の補給ができる旨の

標示又は乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示をしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする標示の内容その他厚生省令で定める事項を記載した申請書を、その営業所所在地の都道府県知事(保健所を設置する市にあつては市長)を経由して厚生大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、許可審査手数料として三千円に相当する収入印紙をちよう附しなければならない。

4 第一項の許可を受けて標示をする者は、商品名、製造年月日、製造所所在地及び製造者の氏名又は名称、許可番号、原材料の配合割合、成分分析表その他厚生省令で定める事項を当該食品の容器包装の見やすい箇所に明記した標示をしなければならない。

(榮養審議会の設置及び権限)

第十三條 国民の榮養の欠陥、必要な食糧構成、食品の強化、食生活の改善その他国民榮養の改善に關する事項を調査審議し、及び榮養士試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生省に榮養審議会を置く。

2 榮養審議会は、厚生大臣の監督に属する。

3 榮養審議会は、国民榮養の改善

に關し、關係行政機關に意見を具申することができ。

4 榮養審議會は、特に必要があるときは、關係行政機關に対し、所屬職員の出席、説明及び資料の提供を求めることができる。

(榮養審議會の組織)

第十四條 榮養審議會は、委員十五人以内で組織する。

2 榮養審議會に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、關係行政機關の職員及び學識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。

4 委員のうち學識経験のある者のうちから任命されたものの任期は、三年とする。欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

6 榮養審議會に、委員の互選による委員長を置く。

(政令への委任)

第十五條 前二條に定めるものの外、委員長の職務及び榮養審議會の運営に關して必要な事項は、政令で定める。

(特殊榮養食品の検査及び収去)

第十六條 厚生大臣又は都道府県知事(保健所を設置する市にあつては市長)は、必要があると認めるときは、当該職員に第十二條(特殊榮養食品の標示)の規定により許可を受けた特殊榮養食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する特殊

榮養食品を検査させ、又は試験の用に供するの必要限度において当該特殊榮養食品を収去させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立入検査又は収去をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項に規定する当該職員の職權は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九條(食品衛生監視員の設置)に規定する食品衛生監視員が行う。

(特殊榮養食品の標示の許可の取消)

第十七條 厚生大臣は、第十二條第一項(特殊榮養食品の標示の許可)の許可を受けて標示をする者が同條第四項(特殊榮養食品の標示内容)の規定する標示をせず又は虚偽の標示をしたときは、当該許可を取り消すことができる。

(雜則)

第十八條 教育委員会が所管する集団給食施設に對する第十條(集団給食施設における榮養管理)の規定による指導並びに第十一條(調査指導)の規定による報告の聴取及び指導は、教育委員会を通じて行うものとする。

(罰則)

第十九條 第十二條第一項(特殊榮養食品の標示の許可)の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業

者がその法人又は人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同項の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第二十條 第十一條第一項(調査指導)の規定に違反して報告をせず又は虚偽の報告をした者(法人であるときは、その代表者)は、五千元以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して、第十三條から第十五條まで(榮養審議會)の規定並びに附則第六項(榮養士法の一部改正)及び附則第七項(厚生省設置法のの一部改正)の規定は、昭和二十七年十二月一日から施行する。

(榮養指導員に關する経過規定)

2 都道府県知事又は市長は、第九條第三項(榮養指導員の資格)の規定にかかわらず、当分の間、学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に基く大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基く大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基く専門学校において、厚生大臣の指定する榮養に關する科目を修めて卒業した者を榮養指導員に任命することができる。

(食品衛生法の一部改正)
13 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條 次のように改める。

第十三條 削除

第二十三條中、「第十三條」を削る。

第三十二條第一号中「又は第十三條」を削る。

(食品衛生法の一部改正に伴う経過措置)

4 この法律施行前に、食品につき、改正前の食品衛生法第十三條(特別の用途に達する旨の標示の許可)の規定によりされた許可は、第十二條第一項(特殊榮養食品の標示の許可)の規定によりされた許可とみなし、又改正前の食品衛生法第十三條の規定による許可に基いてされている標示は、第十二條第四項(特殊榮養食品の標示事項)の規定による標示とみなす。

5 この法律施行前に、改正前の食品衛生法第十三條の規定に違反した者に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(榮養士法の一部改正)

6 榮養士法(昭和二十二年法律第

二十九條の表中

榮養士試験に關する事項を調査審議し、及び榮養士試験に關する事務をつかさどること。

榮養士試験に關する事務をつかさどること。

榮養士試験に關する事務をつかさどること。

榮養士試験に關する事務をつかさどること。

榮養士試験に關する事務をつかさどること。

榮養士試験に關する事務をつかさどること。

榮養士試験に關する事務をつかさどること。

二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條の二を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

7 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十一号の次に次の二号を加える。

二十一の二 國民榮養調査を実施すること。

二十一の三 榮養改善法(昭和二十七年法律第 号)に定める榮養食品の標示の許可をすること。

第五條第三十四号中「食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の下に」又は榮養改善法(昭和二十七年法律第 号)を加える。

第九條第一項第四号を次のように改める。

四 榮養改善法(昭和二十七年法律第 号)を施行すること。

第九條第一項第六号を削り、第七号を第六号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

厚生大臣の諮問に應じて、榮養士試験に關する事務をつかさどること。

榮養士試験に關する事務をつかさどること。

榮養士試験に關する事務をつかさどること。

榮養士試験に關する事務をつかさどること。

榮養士試験に關する事務をつかさどること。

榮養士試験に關する事務をつかさどること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月三十一日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤 尚武殿

外国軍用艦船等に関する検査法特例案

外国軍用艦船等に関する検査法特例

(適用)

第一條 外国の軍用艦船又は軍用航空機の検査については、この法律による外、検査法(昭和二十六年法律第二百一十一号)の定めるところによる。

(定義)

第二條 この法律において「軍用艦船」とは、軍用航空機とは、外国の軍隊に属し、且つ、その軍用に供する艦船又は航空機をいう。

(検査を行う港又は飛行場)

第三條 検査は、検査港以外の港及び検査飛行場以外の飛行場においても行う。

(検査信号)

第四條 検査法第九條前段に規定する検査信号は、当該軍用艦船が最初に国内の港に入つた時から掲げるものとする。

(検査の開始)

第五條 検査所長は、国内の港に入つた軍用艦船又は国内の飛行場に着陸し、若しくは着水した軍用航空機の長(長に代つてその職務を行う者を含む。以下同じ)から、検査を受ける旨の通知があつたときは、荒天の場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、すみ

やかに、検査を開始しなければならない。但し、日没後に入つた軍用艦船については、日出まで検査を開始しないことができる。

(協議)

第六條 検査所長は、検査法第十三條及び第十四條に規定する措置をとる場合には、あらかじめ、当該軍用艦船又は軍用航空機の長と協議しなければならない。

(艦内隔離)

第七條 検査法第十四條第一項第一号に規定する隔離は、当該軍用艦船に検査伝染病患者を收容する施設があるときは、その施設に收容して行うことができる。

(適用又は準用しない規定)

第八條 軍用艦船又は軍用航空機の検査については、検査法第四條、第六條、第八條、第十一條第二項、第十九條第三項、第二十一條第一項から第五項まで、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第二十九條、第三十六條第一号、第三十七條第二号及び第三十八條第一号の規定は、適用せず、且つ、同法第三十四條の規定に基づく政令でこれらの規定が検査伝染病以外の伝染病について準用される場合においても、これを準用しない。

附則

第一 この法律は、公布の日から施行する。

(検査法の一部改正)

2 検査法の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改め

第三十二條 削除

(梅津錦一君登壇、拍手)

○梅津錦一君 只今議題となりました栄養改善法案並びに外国軍用艦船等に関する検査法特例案の厚生委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず栄養改善法案について申し上げます。

本法案は中山善彦議員外五名の提案であります。提案理由の概要を申し上げます。昭和二十一年以降全国的に実施されました国民栄養調査の結果によりますと、日本国民の栄養状態は、蛋白質及びカルシウムの程度の不足が顕著な特色として現われているのであります。我が国に結核が多いこと、又トラホーム、消化器系伝染性疾患に対する抵抗力が弱いこと等の原因の大半は、この栄養上の欠陥に由来すると言われているのであります。この栄養的欠陥は、国民が必ずしも量的に食不足というのではなく、むしろ質的な偏り、米、麦、いも等の含水素素の偏食に起因する場合が多いのであります。我々に必要な栄養素は、経済的に安価な食品のうちに十分に含まれておるのであります。今日の進歩した栄養学の研究成果を国民の日常生活の中に取入れること、即ち安価な食品の選

択及び調理を合理的に改善することによりまして、国民栄養上の欠陥を何らの経済的負担を要しないで補填することが

とができるのであります。過去幾多の指導実績によりまして、この栄養改善の成果は、量的面においては却つて摂取量を減少して、食糧事情の解決の一助ともなり、又経済面においては、出費を節約し得て、国民生活安定の役割を果して参つておるのであります。従来、国民栄養の改善に関する指導的行政は保健所の任務となつておりましたが、全般的には未だ見るべき成果を挙げるに至つておりません。これは栄養改善の問題が関係行政機関の総合体制による施策が必要であるにかかわらず、その体制ができていなかったことに原因があると考えられるのであります。

この法案は、従来生命維持を健康の最低線として、専ら疾病そのものの対策に全力を注いでいた体制から一歩を進めて、栄養改善行政の障害となつていた原因に対してそれらの手当を加えようとするものであります。その内容について申し上げます。第一に、国民栄養調査は国が実施の責任を負い、国民栄養の実態を常に把握すること、第二に、国民栄養調査の結果を栄養改善に関する国の施策の中に取入れるために栄養審議会を設置すること、第三に、栄養相談所と栄養指導員を設置して、広く国民の利用に便ならしめ

六月十日の厚生委員会におきましては、各委員から熱心に質疑が行われたのであります。その主なるものを二、三申し上げます。栄養調査の結果、国民栄養上の欠陥ありとせば、それに対する政府の措置如何」との問に對しまして、当局よりは「本法案に當つては綿密な指導計画を立て、實際指導に當る指導員を十分訓練すると共に、不足食品については生産関係省と連絡を密にして遺憾なきを期したい」というような意味の答弁がありました。又「本法案によつて地方財政を圧迫することなきや」との問に對しましては、「栄養調査費は国庫負担であり、實際調査の仕事を府県に對しては所要経費を配付して、地方負担にならぬよう十分注意したい」との答弁がありました。又「国民の立場から栄養改善の効果を挙げるためには、国民が協力的であり、且つ国民生活の根本に觸れて行かなければならない。従つて台所改善の要があると思ふが如何」との問に對しましては、「強制的指導は避けるべきものであると考へるから、指導者と国民の双方の理解の上で進めて行きたい。台所改善については今後極力努力したい」との答弁がありました。その他詳細は速記録により御覽を願ひたいと存じます。かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、谷口委員より、栄養調査費、栄養審議会の経費が僅少であるために、本法施行について

の経済的負担を要しないで補填することが

昭和二十七年六月十一日 参議院會議録第五十号 造船法の一部を改正する法律案

十分な活用が期待できないように思うから善処されたい。なお第二十條で、第十一條による報告をしない者に罰金を科しているが、少し酷と思われるから、将来道義的規定を考慮せられたら、いとの希望意見が開陳されました。

次いで小杉、井上委員より賛成の発言がありまして、討論を終了いたしましたので、討論を打ち切り、採決に入りましたところ、全会一致を以て本案は可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

次に外国軍用艦船等に関する検査法特例案について申し上げます。

先ず政府の提案理由の概要を申し上げますと、外国から来航する軍用艦船並びに軍用航空機の検査は、終戦時までは海軍検査法及び航空検査規則の規定により、それぞれ実施されて来たのであります。終戦後はこれらの法令の施行は事実上停止せられて、連合軍司令部の回章に基いて、所轄の軍機関がこれを実施して来たのであります。昨年海軍検査法等に代る現行検査法が制定されましたが、外国軍用艦船、軍用航空機の検査については、購和を前にした我が国の実情から、検査法第二十二條において別に法律で定めることとしたのであります。諸外国と通常の国際関係を回復するに至りました今日、これら諸外国の軍用艦船、軍用航空機に対する検査につきましても、当然自主的に行い得ることと

なりましたので、今回、これらの艦船、航空機に対する検査法特例案の提出を見たのであります。

次にこの特例案の内容といたしましては、外国の軍用艦船等の検査につきましては、国際慣習を尊重し、国内防疫体系に間隙を生じない範囲において、一般船舶に比し成るべく簡略な取扱をする必要上から、第一に、軍用艦船及び軍用航空機は、現行検査法に規定する検査場及び検査飛行場以外の港又は飛行場にも入ることができ、又入港した港又は飛行場において検査を受けられるようにした点であります。第二に、軍用艦船及び軍用航空機に対する検査、検査、隔離、停留等の検査措置をとる場合には、その長と協議の上に行うようにした点であります。第三に、検査、検査の結果、検査伝染病患者を隔離する必要がある場合において、その軍用艦船等に隔離施設がある場合は、それに收容して行わせることができるようにした点であります。

また、その他、検査法の規定のうちで、軍用艦船等の検査についてそのまゝ適用することが妥当でないものが若干ありますので、それらの規定は適用しないことの規定を設けておる点等であります。

厚生委員会におきましては、六月四日及び十日の二回に亘り慎重に審議を重ねまして、政府に対しまして賛成をいたしましたのであります。その内容につ

きましての詳細は速記録により御覽願いたいと存じます。かくて六月十日の委員会におきましては、質疑を打ち切り、討論を省略いたしまして採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

先ず衆議院議案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 次に外国軍用艦船等に関する検査法特例案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第三、造船法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長山縣勝見君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

造船法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年五月三十一日

衆議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武殿

造船法の一部を改正する法律案

造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を次のように改める。

(施設の新設等の許可等)

第二條 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、省令の定める手続に従い、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了し、又は譲り受け若しくは借受けによる引渡を完了したときは、その日から一箇月以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(設備の新設等の許可等)
第三條 前條の施設を所有し、又は借り受けしている者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドック、引揚船台等の設備であつて省令で定めるものを新設し、増設し、又は拡張しようとするときは、省令の定める手続に従い、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 前條第二項の規定は、前項の許可を受けた者に準用する。

第三條の次に次の一條を加える。

(許可の基準)

第三條の二 運輸大臣は、左の各号に掲げる基準に適合する申請があつたときは、第二條又は前條の許可をしなければならない。

一 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて日本経済として適正な造船能力をこえることとならないこと。

二 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて、当該造船事業の経営がわが国における造船事業の健全な発達を阻害するような競争をひき起す虞がないこと。

三 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張しようとする者の技術

的及び経理的基礎が確実であること。

第十二條を次のように改める。

(罰則)

第十二條 第二條第一項又は第三條

第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十二條の二 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二條第二項(第三條第二項において準用する場合を含む)、第六條又は第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十三條中「前條」を「前二條」に、「同條」を「各本條」に改める。

附 則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際現に改正前の造船法第二條第一項又は同法第三條第一項の規定により届出をして、その工事に着手している者は、改正後の同法第二條第一項又は同法第三條第一項の規定の適用については、この法律施行の日においてそれぞれ規定による許可を受けた者とみなす。

3 この法律施行の際現に改正前の

造船法第二條第一項又は同法第三

條第一項の規定による届出に係る

工事であつて改正後の同法第二條

第一項又は同法第三條第一項の施

設又は設備に係るものを完了し

て、その工事の完了の届出をして

いない者については、改正前の同

法第二條第二項及び同法第三條第

二項の規定は、この法律施行後も

なおその効力を有する。

4 この法律施行前にした行為に対

する罰則の適用については、なお

従前の例による。

〔山縣勝見君登壇、拍手〕

○山縣勝見君 只今議題となりました

造船法の一部を改正する法律案につ

きまして、運輸委員会における審議の経

過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は衆議院議員坪内八郎

君外二十名の提案になるものでありま

す。先ず提案理由を要約して申し上げま

すと、我が国の造船能力は現状では

大体バランスがとれておるのでありま

すが、民業に転換いたします旧工廠

等の合理的生存をも図る必要があるの

であります。従つて、今後船舶のバラ

ンスをとりますためにはなか／＼困難

な事情にありましますので、造船業に今

後混乱を招来するやうな資本の投下、

殊に外国資本が何らの制約なしに流入

いたしますことを防止いたしまし

て、国民経済的な角度から我が国造船

業の能力及び施設に適切な調整を行

うべきものと見做す。

得る措置を講ぜんとするものでありま

す。次に、本法案の要点を申し上げます

ると、先ず船舶造船施設の届出制を許

可制に改めると共に、当該施設の譲

受、借受をも許可を要するものとした

しまして、対象となるべき船舶造船施

設を「総トン数百トン以上又は長さ二

十五メートル以上又は総トン数五百

トン以上又は長さ五十メートル以上」

に縮小する点であります。

本法案に關します質疑につきまし

てその主なものを申し上げますと、

その第一は、この法案は造船業に對し

て外資の流入を制約せんとするもので

あるが、その理由は如何という点であ

つたのであります。これに對しまして

提案者より「現在のところ、外資による

造船所の買収等の具体的な話は進んで

いないが、通商航海條約の今後の決定

如何によつては、我が国の造船業は何

れ制限なしに國際的に開放されること

に相成る結果、明治以來、長年に亘り

育成されて来た我が国として重要な基

礎産業である造船業において收拾ので

きない混乱も予想されるので、外資が

我が国造船業の健全な発達に寄與し得

るやうに規制することとした点で

ある」という答弁があつたのでありま

す。第二は「本改正案の目的は、我が

國造船業の保護のために、ただ消極的

に外資の進出を阻止せんとするに過ぎ

ないやうに認められるが、むしろ積極

的助成政策をこの際速かに実施するこ

とが本筋の行き方ではないか」との質

疑に對し、提案者及び政府当局より、

「世界における主要海運国においては、

とおむね諸種の補助政策を講じている

關係もあるもので、我が國造船業に對す

る助成政策に關しては目下鋭意研究中

である」との答弁がありました。第三

は「本法案による許可規定の民主的運

営を図るため、政府当局の独断的な処

理に任せないで、むしろこの運営に當

つては民間の識者が公正な意見を表明

し得るやうな措置を講ずる必要がある

のではないか。民間の識者に對して諮

問する必要があるのではないかと思

うが如何」という質疑がありまして、こ

れに對し提案者及び政府当局より「重

要事項については運輸省設置法の規定

による造船業合理化審議会に諮問いた

したいと考えている。なお、この審議

会は、海運、造船、鉄鋼、金融各界、

その他の學識経験者を網羅しているの

であつて、造船について重要事項を審

議するのには最も適當な機關であると

考える。なお又、この審議会の組織或

いは所掌事務等を規定している政令を

今後改正して、運輸大臣の諮問を義務

付けることとした」との答弁が

ありました。

討論に入りましますところ、造船業に

對して、國家財政の現状よりして、積

極的助長政策を差当り実施することが

困難であるという現状であるという点

をも勘案いたして、造船能力を調整し

て、その健全な發展を図るための措置

を講じようとする本法案はおおむね安

當なものと考えられる。併しながら本

法案の運営は相當慎重を要するものと

考えられるので、今後本法案の民主的

運営を期するためには、造船業合理化

審議会に諮問することが適當である

が、この点に關しては政府当局がこの

審議会に諮問いたして本法の運営の適

正を期すると言明を依頼いたし

て、本法案に賛成するとの賛成意見が

述べられたのであります。

討論を終りまして採決に入りました

ところ、本法案は原案通り可決すべき

ものと全会一致を以て決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) これより本案

の採決をいたします。本案全部を問題

に供します。本案に賛成の諸君の起立

を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認

めます。よつて本案は全会一致を以て

可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第四、放

送法の一部を改正する法律案(衆議院

提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。電気

通信委員長鈴木恭一君。

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

昭和二十七年六月十一日 參議院會議録第五十号 放送法の一部を改正する法律案

一〇九三

昭和二十七年六月十一日 参議院會議録第五十号 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年五月二十九日
参議院議長 林 譲治
衆議院議長 佐藤尚武殿

放送法の一部を改正する法律
放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「標準放送(五百三十五キロサイクルから千六百五キロサイクルまでの周波数を使用する放送をいう。以下「放送」に改める。附則

この法律は、公布の日から施行する。

(鈴木泰一君登壇、拍手)

○鈴木泰一君 只今議題となりました放送法の一部を改正する法律案について、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は衆議院議員高橋三郎君外五十三名の提出であります。その提案理由は、最近の電波科学の発達に伴い、テレビジョン放送実施の要望が高まり、日本放送協会並びに民間企業者から電波監理委員会にテレビジョン放送局開設の免許申請が提出されている実情である。現行電波法及び放送法はテレビジョン放送をも対象としていないのであるが、制定当時は未だ現実の問題でなかつたために、テレビジョンについては法的に若干の不備がある。特に放送法第七條によつて、公共の福祉のために、あまねく日本全国におい

て受信できるように放送を行うことを義務付けられている日本放送協会がこれを行うことにならざるやうな場合には、協会は放送法第四十六條によつて広告放送を禁止され、同法第三十二條により受信料を徴収してその財源とすること規定されている。然るに同條は標準放送即ち中波放送についての規定として、テレビジョン放送即ち超短波放送については規定しておらず、これを改正して、協会のテレビジョン放送を実施に必要な財源確保の法的根拠を與え、無線局開設の免許申請の審査のための法定条件の一つである「当該事務を維持するに足る財政的基礎」を裏付け、協会のテレビジョン放送開始の申請を民間出願者のそれと同等の立場に置くようにしようとするものであります。本改正案の内容は極めて簡單であります。放送法第三十二條第一項中「標準放送」とあるのを「放送」に改めるといふのであります。

以上は本案の提案理由及び内容であります。電気通信委員会は本案が付託されました以来四回に亘り會議を開き、各委員は熱心に質疑を重ねて慎重審議をいたしました。委員会における審査において、その最も重点となりましたのは、本件は行政の行うテレビジョン放送の免許の決定に示唆を與える虞れがないかという点と、テレビジョンに対する行政の根本方針が未定であるのに、協会の行うテレビジョン放送は料金を取るといふ点を先に法律で定めることは妥當を欠くのではないかという点であります。第一点に對しましては、提案者よりは、全然その意圖のないことの答弁があり、又電波監理委員長よりも、テレビジョンの經營形勢決定はこの法律改正によつて拘束を受けることなく、自主的な判断に従つて決定するが、料金を徴収し得るといふ点については行政が拘束される建前となるという答弁がありました。当委員会におきましては、これらの点が極めて微妙であることに鑑み、特に慎重審査をいたしましたのであります。二、本改正はテレビジョン放送の免許の決定の方針に示唆を與えるものでないこと。

三、右の行政方針の決定に際し、政府が現行法の解釈のほか新たな構想によることを妨げるものでないこと。

右の三点を申合せとして決定したのであります。

かくいたしましたので、質疑を終り、討論に入りましたところ、別段発言もなく、次いで採決に入り、全会一致を以て本案は原案通り可決すべきものと決定した次第であります。(拍手)

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第五、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。建設委員長廣瀬綱興君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年六月七日
衆議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武殿

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三條中「第四條」を「第四條及び第六條第一項」に改める。

第四條第二項中「負担すべきものを含む。」を「負担すべきものを含む。」を改める。

第六條第一項第一号を次のように改める。

一 一箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五條第二項の市(以下「指定市」という。)都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定市がその組織に加わつていゝるものを含む。に係るものにあつては十五万円に、市(指定市を除く。以下同じ)町村(市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ)に係るものにあつては十万円に満たないもの。

第八條第二項中「超過事業費に相当する部分を除く。」を削る。

第九條第二項を次のように改める。

2 主務大臣は、都道府県知事をして、当該都道府県の区域に存する市町村に對して、政令で定めるところにより、前項に規定する主務大臣の権限を行わせることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行の、昭和二十七年一月一日以降発生した災害に關し適用する。

2 公共土木施設災害復旧事業費国

三号を加える。

入込税相当額の納付を命ずることができ、
前項の規定による納付があつた場合にお
ては、当該主催者が特別徴収義務者として定
められ、納付すべき当該入込税に係る納入が
つたものとみなす。

第八十四條第一項中「第七十六條第一項に
規定する公務又は業務に因りたる場合、同
第二項に規定する場合及び当該道府県の條例
で定める場合」を「左の各号に掲げる場合で当該

さて、これに對し、当該場所所在の道府県において遊興飲食税を課することができ、
 宿泊所、娯楽、クラブその他これらに類する場所において遊興し、又は飲食する場合において、当該遊興又は飲食について料金の定がないときは、その場所を前條第一項の場と、当該場所の経営者（管理者その他何ら名稱をもつてするを問はず、経営者となすべきものを含む）を同條同項の行為者と、

改め、「その納入しなかつた金額」の下に「又は免かれた税額」を、同條第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を、同條第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同條第二項を第三項とし、以下二項ずつ繰り下げ、同條第一項の次に次の一項を加へる。

2 許認可の他不正の行為によつて、前條の規定によつて納付すべき遊藝金税の全部又は一部を免かれた納税者は、三年以下の懲役若し

第百二十四條之二 道府県知事が遊興飲食税の賦徴徴收について、政府に對し、所得税又は法人税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がしつた更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを得たした場合においては、政府は、同書類を道府県知事又はその指定する官吏に閲覧させ、又は記録させるものとする。

三項又は第四項に「納入申告書」を、「申告書」と同條第四項又、同條第五項に、「申告書」と同條第四項又、中申告書に改め、当該特別「收養務者」の下に「又は納税者」を、「当該納入申告書」の下に「又は納税者」を、「特別報告の下に」又は申告書を、同條第四項中「特別收養務者」の下に「又は納税者」を加へる。

第百二十八條の免出し申納入金の額より同條第一項及び第二項中「特別收養務者」の「又は納税者」を加へ、「納入申告書」に「又は納税者」を加へ、「納入申告書」に

後、同條第三項中「納入申告書」を「申告書」に改め、「当該納入申告書」の下に又は申告書と同條第四項中「特別徴収義務者」の下に又は納税書を加える。

第百三十一條第一項中「第百二十四條第四項を第百二十四條第五項に改め、同條第三項中「特別徴収義務者」の下に又は納税書を加える。

第百三十二條第一項中「特別徴収義務者」の下に又は納税書を、同條第二項中「納入」の下に又は納付を加える。

第百三十三條第一項中「納入金」の下に、若しくは税金を加える。

第百三十四條第一項、第二項及び第三項中「特別徴収義務者」の下に又は納税書を加える。

第百三十七條中「特別徴収義務者」の下に又は納税書を加える。

第百三十八條第一項中「納入金」の下に、又は税金、又は納入金」の下に又は税金を、同條第二項中「納入金」の下に又は税金を加える。

第百四十六條中、財源区、日本郵船公社及び日本国有鉄道並びに財源区に改め、同條に次の一項を加える。

2 道府県は、日本郵船公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供するもので政令で定めるものに対しては、自動車税を課することとしない。

第二章第六節を次のように改める。

第六節 創設

第百九條から第百三十五條まで 創設

第百五十五條第一項及び第百八十七條第一項中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

第百九十五條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、前項第三号の者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族で所得税法第十一條の二

の規定の適用を受ける者(不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦である者を除く)を有する場合においては、前項第三号の規定にかかわらず、同号の者に市町村民税を課することができる。

第百九十六條中「及び木船保険組合」を、船主責任相互保険組合及び木船相互保険組合に、「森林法(明治四十年法律第四十三号)」を「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)」に改め、「若しくは連合会」の下に「及び信用金庫若しくは信用金庫連合会」を加える。

第百四條中「同法第四十九條第五項」を「同法第四十九條第六項」に改める。

第百三十二條第二号を次のように改める。

二 所得税法第十一條の二第二項後段の規定の適用を受ける者で、その者と生計を一にする配偶者その他の親族の経営する事業から受ける所得以外の所得を有しない者

第百三十三條第五項中「百分の十五」を「百分の十二・五」に、「百分の十六」を「百分の十五」に改める。

第百三十四條の次に次の一條を加える。

(昭和二十七年年度の市町村民税に係るこの法律の適用)

第百三十四條の二 昭和二十七年年度の市町村民税に限り、左の表の各項に掲げる條項の上欄に掲げる規定は、同表の下欄に掲げる規定にそれぞれ読み替えるものとす

る。

條 項	読み替へる規定	読み替へる規定
第百九十七條	所得税法	所得税法及び所得税法の臨時特例に関する法律(昭和二十六年法律第二百七十三号)
第百九十八條	所得税法	所得税法の一部分を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)による改正前の所得税法第四十九條第五項

第百三十一條の五に次の二項を加える。

5 市町村の指定した特別徴収義務者が国の機関である場合における第百三十七條第一項の規定の適用については、当該特別徴収義務者が特別徴収税額に係る納入金に相当する金額の資金を日本銀行に交付して納入金の拂込をした時において当該市町村に納入金の納入があつたものとみなす。

6 市町村は、第四項の金融機関として郵便官署を指定しようとする場合においては、郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)第五十八條に規定する公金に関する郵便振替貯金に加入しなければなら

ない。

第百三十七條第一項中「百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)」について一日四銭の割合を乗じて計算した金額を、百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)以下本項において同様とする)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額(当該税額のうち第十六條の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に於いて、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)に改める。

第百三十三條第一項中「第二十條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

第百三十四條に次の一項を加える。

6 都市計画法(大正八年法律第三十六号)又は特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)による土地区画整理の施行に係る土地については、法令又は規約等の定めるところによつて換地予定地その他の仮に使用し、又は収益することとができる土地(以下本項及び第三十八條第一項第七項において「換地予定地」と総称する)の指定があつた場合においては、当該指定があつた日から換地処分認可の告示がある日までの間は、当該換地予定地に対しては、従前の土地について土地台帳又は土地補充課税台帳に所有者として登録されている者をもつて当該換地予定地に係る第一項の所有者とみなし、換地処分認可の告示があつた日から換地の交付を受けた者が当該換地に係る所有者として土地台帳に登録される日までの間は、当該換地の交付を受けた者をもつて当該換地に係る第一項の所有者とみなすことができる。

第百四十八條第一項中、財源区、日本郵船公社、日本国有鉄道及び日本放送協会並びに財源区に、同條第二項中「第十号の固定資産を除く」を「第十一号の固定資産を除く」に改め、同條第二号を第三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第二号の次に次の一号を加える。

二 日本郵船公社日本国有鉄道、日本放送協会及び日本電信電話公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産(建設及び発電の用に供するものを除く)で政令で定めるもの。

同條に次の一項を加える。

市町村は、農林協同組合及び農林協同組合連合会が所有し、且つ使用する農業の用に供する倉庫に対しては、固定資産税を課することとしない。

第百七十五條第一項中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

第百八十一條に次の一項を加える。

7 市町村長は、第百四十三條第六項の規定に基いて換地予定地又は換地に係る同條第一項の所有者とみなされる者に対して固定資産税を課する場合においては、地方財政委員会規則で定める様式によつて、当該換地予定地又は換地の所有者とみなされる者の住所、氏名又は名称並びにその所在、地目、地積及び価格を別紙に登録し、これを当該換地予定地又は換地に対応する従前の土地が登録されている土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付しなければならない。この場合においては、当該従前の土地については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に価格を登録することを要しないものとし、当該土地課税台帳又は

様とする。から合併に因り取得する株式又は出資に対応する当該合併法人の資本又は出資の金額及び

ける第十八條の規定の適用については、当該過納額に相当する地方団体の徴収金は、この法律施行の日から一月を経過した日に納付又は納入があつたものとみなす。

昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間において事

業年度が終了する法人の当該事業年度の所得に係る事業税並びに当該期間中に事業年度が終了する法人で同年五月三十一日以前に残余

財産を分配するものの当該事業年度の清算所得に係る事業税及び当該期間中に合併に因り消滅した法人の清算所得に係る事業税について

では、地方税法第七百五十四條の二第二項第一号中「各事業年度の終了の日から二月」とあり、又は同項第二号中「残余財産が確定し

た日からその分配の日の前日までの間「及び」各分配に係る残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間」並びに同項第三号

は、「昭和二十七年四月一日から
同年五月三十一日まで」と読み替
えるものとする。

14 以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の事業に対する事業税又は事業税附加税(市地方税法(昭和二十三年

年法律第百十号)の規定によつて課すべき都市計画税道府県税独立税割のうち事業税に係る部分を含む。以下同様とする。)のうち昭和

二十六年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度に係る分で、この法律施行の日において、主たる事務所又は事業

一〇九九

昭和二十七年六月十一日 参議院會議録第五十号 地方税法の一部を改正する法律案

所在地の道府県知事が当該法人の当該事業年度に係る所得金額(清算所得金額を含む。以下同様とする)の総額を決定して、^{十二}ものであつて、昭和二十七年九月三十日まで、当該事業税又は事業税附加税の納税義務者である法人が当該事業税又は事業税附加税に係る事業年度分の法人税として法人税法の規定によつて申告し、又は更正若しくは決定を受けた法人税額があるものについては、当該道府県知事は、地方税法附則第三項及び地方税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第九十五号)附則第二項の規定にかかわらず、昭和二十七年十月三十一日(政令で定める特別な事由がある場合においては、当該事由が消滅した日から六月を経過した日)までに、当該法人税額の計算の基礎となつた所得金額に基いて当該事業税に係る所得金額の総額を仮に決定し、当該所得金額の総額に基いて当該道府県が課すべき事業税の課税標準である所得金額を仮に定め、当該所得金額(仮課税標準額)と、以下同様とする。

以下同様とする。を関係道府県知事に通知し、当該関係道府県知事は、当該仮課税標準額に基いて関係市町村が課すべき事業税附加税の課税標準である本税額を仮に定め、当該本税額(仮本税額)と、以下同様とする。を関係市町村長に通知することができる。この場合においては、当該関係道府県又は関係市町村は、当該仮課税標準額又は当該本税額に基いて徴収し

仮本税額に基いて、地方税法第三百六十四條の二第三項の規定の例による徴収命令を交付して、仮に事業税又は事業税附加税を徴収しなければならない。

主たる事務所又は事業所在地の道府県知事は、前項の規定によつて所得金額の総額を仮に決定した場合においては、昭和二十八年十二月三十一日までに、その調査したところによつて、所得金額の総額及び関係道府県において課すべき事業税の課税標準である所得金額を決定し、当該所得金額(課税標準額)と、以下同様とする。を関係道府県知事に通知するものとし、関係道府県は、当該課税標準額に基いて事業税を課し、当該関係道府県知事は、当該事業税額に基いて関係市町村において課すべき事業税附加税の課税標準である本税額を定め、当該本税額(本税額)と、以下同様とする。を関係市町村長に通知するものとし、関係市町村は、当該本税額に基いて事業税附加税を課さなければならない。

た事業税額又は事業税附加税額が課税標準額又は本税額に基いて課すべき事業税額又は事業税附加税額に満たないときは、その不足額を追徴し、仮課税標準額又は仮本税額に基いて徴収した事業税額又は事業税附加税額は、事業税附加税額が課税標準額又は本税額に基いて課すべき事業税額又は事業税附加税額をこえるときは、その超過額を地方税法第八條の規定の例による還付加算金を附して還付しなければならない。

第四項の規定によつて仮に徴収する事業税及び事業税附加税の賦課徴収については、旧地方税法(昭和二十三年法律第九十号)第一章の規定又は地方税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第九十五号)による改正前の地方税法第一章及び第六章第二節の規定の例によらなければならない。但し、旧地方税法第二十五條の規定の例によつて徴収する延滞金については、同條の規定にかかわらず、税金額百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て)について一日四銭以内において條例の定める割合をもつて計算した額によるものとする。

改正の第二は、附加価値税の実施延期に伴い、その間存続することになる事業税及び特別所得税に關し三つの改正を加えようとするのでありまして、その一は、個人事業税及び特別所得税について従来の二万五千円の免税点制度を改め、新たに三万八千円の基礎控除を認めようとするのであります。その二は、青色申告法人に限り繰越損金の控除を二年間行ふことができるものとするのであります。現行法は一年間でありまして、負担の合理化を図るため、二年間に改めようとするものであります。その三は、二以上の道府県において事業を行ふ法人の昭和二十五年

対し価格を課税標準として素材生産地の市町村において引取者に課するものでありますが、その価格は時期によつて極めて変動しやすく、且つその算定が必ずしも容易でありませんので、価格に併せ容積をも課税標準とすることができるようにするのであります。

改正の第六点は国民健康保険税に関するものであります。その一は、現行の国民健康保険税はみずからこの保険を行ふ市町村が課することができ、その一部事務組合を設けて国民健康保険を行ふ場合にも、これに加入している市町村は、国民健康保険に要する費用の組合分賦金に充てるため、この税を課することができるようにするのであります。その二は、納税義務者一人当たり最高賦課額一萬五千元を三万円に引上げることです。

改正の第七は雑税の廃止等に関するものであります。その一は、漁業権税、広告税及び接客人税は、その税額も少く、且つ普遍的な税源でもないもので、法定普通税としてはこれを廃止しようとするのであります。その二は、市町村民税の法人税割及び法人事業税について徴収額が行われる場合に、猶予を受けた税額について徴収される延滞金の額を法人税法の改正に準じ従来の日歩四銭を二銭に減額することです。

なお、この法案に対しては衆議院の修正議決がありますので、次にその内容の概略を申し上げます。即ち、
修正の第一は入場税に関するものであります。その一は、現行の税率を一割に二分の一に引下げることです。その二は、専ら純娯楽、純オペ

ラ、文楽及び能楽を研究発表する会場に入場する者、いわゆるプロ野球等の職業的運動競技を観覧するために競技場に入場する者並びにアイススケート場を利用する学生生徒について、純音楽又はアマチュアの運動競技と同様、軽減税率百分の二十を適用することです。その三は、現在、学生団体、PTA、学校、社会事業団体、児童福祉施設等が主催する催し物については、素人が出演する場合に限り入場税を免除し得ることとなつていますが、今回、主催者に一定の制限を加えた上で、職業的専門家による催し物を免除し得るよう改めることとあります。

その四は、入場税の徴税確保のために入場税の予納又は追徴等の規定を追加することとあります。その五は、麻雀場、玉突場等に対する入場税については、これらの外形標準によることとできる途を開くこととあります。

修正の第二は遊興飲食税に関するものであります。その一は、芸者等の花代を百分の七十に、料理店、貨席、バー等における遊興又は飲食の料金を百分の二十に、料金、地域等の特殊な旅館の宿泊料金を百分の二十に改め、一般の宿泊又は飲食の料金は百分の十に改めることとあります。その二は、純粋に茶菓又は軽飲食を提供する店で飲食する場合、一人一回百円未満を非課税とすることとあります。その三は、従来、会社等の宴、クラブで無税で行われていた遊興飲食並びに客の持込み等をも課税対象となし得ることとあります。その四は、知事に対して税額を再更正する義務を課すること等によつて徴収確保の措置を講ずることとあります。

修正の第三は電気ガス税について非課税品目を追加することとあります。工業製品については、おおむね製品原価中電力料金の占める割合が五割以上のものを標準として選定し、又農業用電力をも加えることとあります。

修正の第四は事業税並びに特別所得税に関するものであります。その一は、湯屋業を事業税より特別所得税の対象とし、理容美容業を第二種業務より第一種業務に改めることとあります。その二は、民間放送事業及び新聞広告取次業を非課税とすることとあります。

修正の第五は固定資産税その他に関するものであります。その一は、国鉄、専売公社、日本放送協会等、現在国又は公共団体に準じて非課税の扱いを受けているものに対して、直接本来の事業の用に供しない発電施設、鉄業施設、自動車、自転車、荷車等に、固定資産税、自動車税、自転車税及び荷車税を課することとするのであります。その二は、農業協同組合の所有する倉庫に対する固定資産税を非課税とすることとあります。

以上が衆議院修正案の要旨であります。これによつて生ずる地方税収入は、本年度において約百三十二億の減少となり、本年度、入場税、遊興飲食税及び電気ガス税の改正を十月から、その他を公布の日から実施するものとすると、約五十億の減少となる見込であります。これが補填は、補正予算の際に実現を期するとの考えから、この修正案の実施期は、入場税、遊興飲食税及び電気ガス税は、昭和二十八年四月一日までの間において政令で定める日よりと定め、その他の年税は公布の日から実施することとしているのであります。

日から実施することとしているのであります。

委員会においては、岡野国務大臣並びに政府委員より提案理由並びに法案内容の説明を聞き、更に衆議院の野村議員並びに政府委員より修正案の説明並びにこれに対する意見を聞いた後、質疑を行いました。先づ堀委員より、附加価値税の施行を延期する理由並びに将来これを実施する決意の有無を尋ねたのに対し、岡野国務大臣より、「この税は理論上適當であるが、経済界の変動、実施準備の不足、行政簡素化の実施等に鑑み、これを延期することとしたが、来年四月よりこれを実行する決意である」旨の答弁がありました。又岡本、岩本、中田、高橋、石村の各委員より、衆議院修正案の実施による減収を補填する財源措置、地方財源の確保対策、地方税制の再検討等について質疑があつたのに対し、政府委員より「財源措置については未だ大蔵省との間に折衝が行われていないこと、地方税制、地方財源等については地方制度調査会において研究する」旨の答弁がありました。なお、地方税の各種目に対する政府の改正案並びに衆議院の修正案について、多数の委員と政府委員との間に具体的詳細なる質疑応答が行われましたが、これらは速記録によつて御覽を願います。

委員会においては更に慎重審議を遂すために小委員会を設け、小委員会はしばしば會議を開いて各党派の意見を調整した結果、主として衆議院の修正部分に対して更に次のような修正を加えることになつたのであります。即ち、修正の第一は入場税に関するものであります。その一は、軽減税率百分の二十を適用するものに「雅楽の研究発表」並びに「文化財保護法の規定による無形文化財の鑑賞」を加え、「アイススケート場」とあるのを「地財規則の定める競技場」と改め、同率を適用するものの中から「競馬、競輪等射的的行為を伴う催しが行われる場所に入場する者」を除くこととあります。その二は入場税の課税免除を規定した現行法第七十八條中に「公民館」を加え、但しその催し物が公民館の目的に合すること及び公民館が主催するものであることの二條件を付けることとあります。

修正の第二は遊興飲食税に関するものであります。その一は、芸者その他これに類する者の花代を百分の百に据置き、旅館については一律に百分の十とするほか、主として外客のホテル及び旅館における宿泊飲食で地財規則の定めるものを非課税とすることとあります。その二は、一人一回百円未満の飲食を非課税とする修正案を「二品五十円以下、一人一回につき百円以下」に改め、更に種類と大衆食堂を加えることとあります。その三は、衆議院修正案第二百二十四條第三項末尾に「更正し、又は決定しなければならぬ」とあるのを、「更正し、又は決定することができぬ」と改めることとあります。その四は、会社等の宴やクラブで行われる遊興飲食等をも課税対象とするについては、現行法第一百十三條に掲げる場所に類するものにおいて行われる場合に限る旨を明らかにすることとあります。

修正の第三は電気ガス税に関するものであります。その一は、非課税品目に更に「ニッケル地金」と「碎木パル

「ブ」を加えることであり、その二は、「学校、学術研究所で、直接、教育又は学術研究の用に供するもの」を非課税とすることであり、その三は、修正の第四は事業税並びに特別所得税に関するものであり、その一は、事業税の非課税範囲に「旬刊以上の新聞、学校教育、社会教育又は学術研究等の出版業で政令の定めるもの」を加えることであり、その二は、医療法人を現行法第七百四十六條の特例法人に加えて税率を軽減すると共に、医療及び歯科医療については健康保険医としての保険収入を課税標準から除外することであり、

修正の第五は固定資産税その他に関するものであり、その一は、国鉄、専売公社、日本放送協会、電信電話公社に対する固定資産税を非課税とし、森林組合を含む各種協同組合の倉庫及び事務所をも非課税とすることであり、その二は狩猟税の額を二十四百円に引下げることであり、

委員会においては、小委員会の報告を了承し、更にこの修正案を衆議院議決の期日において実施する場合の税收入減額見込を検討したところ、政府委員より、今年度において二十一億円、平年度において三十一億円の減収となる見込であるとの答弁があり、

以上を以て質疑は終了したので、討論に入り、岡本委員より、岡本委員より、岡本、西郷、石村、岩木、林屋、原、中田の七委員共同の提出にかかる修正案の発議がありました。その案は前に述べた小委員会報告の内容を法文化したものであり、その全文はお手許に配付した通りであります。

す。なお、岡本委員は右修正案を説明した後、今回の修正による入場税及び遊園飲食税の大幅減税が一般大衆の利益となるように、当局は業者に対して、料金の軽減、脱税の取締等に適當の措置をとることを要する旨の発言がありました。

以上を以て討論は終結したので、直ちに採決に入り、七委員共同提出にかかる修正案は全会一致を以て可決せられ、右修正案を除く政府原案及び衆議院修正案も又全会一致を以て可決されました。よつて、内閣提出、衆議院送付にかかる地方税法の一部を改正する法律案は全会一致を以て修正議決すべきものと決定した次第であります。

右御報告いたします。(拍手)
○副議長(三本治朗君) 本案に対し討論の通告がございす。発言を許します。須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕
○須藤五郎君 只今提出されました地方税法の一部を改正する法律案に對しまして、私は日本共産党を代表いたしまして反対の意見を述べたいと思ひます。

先ず、この改正案は中央の軍事予算のために平衡交付金が犠牲になつてゐること、従つて中央軍事予算の結果生じた地方財政の穴埋めをするために地方税を増税するための改正案であること、而も向來一切の軍事産業備置の結果、地方産業を破壊し、地方民の生活を破壊してゐる、且つ地方財政を枯渇せしめてゐること、この売国政策の集中的結果として、全自治体の殆んど全部が赤字に陥んでゐるのが現状であります。このときに當つて政府はなお

増税を計圖してこの改正案を出したのであります。この改正案によつて二十六年に比し二十七年度は四百十四億の増税となるのであります。以上述べました通り、この改正案では人民の負担が、軽くなるのではなく、ますます重圧に苦しまねばならぬ結果となるのであります。この反国民的性格をこまかに、総選挙に當つて国民の反響を恐れ、政府與黨の考え出したのが衆議院における修正案であります。我が党も衆議院におきまして、大衆の負担の軽減を何ら約束してゐない点、修正案による地方団体の減収に對しては何ら保障してゐない点に對し強く反対の意見を述べながら、なお、この修正案によつて真に大衆の負担を軽減するための開きの途が開かれるという意味において、又、主として中小企業に屬するこれらの業者の経営が少しでも容易になる可能性が生れると思はれる点から、あえて修正案に賛成をしたのであります。が、本日上程されました衆議院の再修正案を見ますと、数々の点におきまして衆議院案よりはよくなつてゐる点もあり、飲食税の点においては一人一回につき百円未満のものに對しては一人一回につき百円未満のものに對しては一人一回につき百円以下、一人一回につき百円以下のものに對しては一人一回につき百円以下とした理由は、こうしなければ税が取れない、集まらないという点にあるのであります。直ぐ税を取るといふ考えを持つて

来ること自体がおかしいと思ふのであります。なお、それよりもおかしいことは、次の、主として外客のホテル及び旅館の宿泊飲食で、地方財政委員会規則の定めるものは非課税とするという点であります。即ち、日本人には一品五十円を少しも超えれば税を課し、外人に對しては幾ら豪遊をしても税を課さないといふのであります。観光客に對する優遇策だそうであり、光客に對する優遇策だそうであり、今日、料理屋におきまして飲食税の支拂を求めた場合、多くの外人がその支拂を拒否するやうであります。これがこの修正の原因となつてゐるのではないでございましょうか。日本は長年の占領と抑圧によつて非常に卑屈になつてゐるやうであります。

又非課税品目に「ニッケル地金」を加えた点であります。これは戦時物資の優遇であります。最後に入場税の点であります。これは大体我々の主張してゐる線に沿つて多少修正されて来ております。私も賛成したのであります。が、残念ながらこの実施の期日が明示されてゐない点であります。各種団体の今秋の催し物計画にいたしましても、空手形をもつたものではどうにもいたし方がないのであります。政府はこの修正が地方税に及ぼす影響が大なるため期日の明示ができないと言つておられますが、入場税のみならば容易にできるものを、遊園税初め種々の税までも同時に行なふとするところ、政府の非文化性が暴露され、又この修正の欺瞞性が暴露されてゐるのであります。政府は速かにその実施の期日を明示すべきであります。なお映画の入場税は今回五〇%と

半減されておりますが、最も大衆的な映画の入場税は更に減税し、撤廃すべきものと私たちは思ふのであります。以上述べましたことと、我々は改正案に反對すると同時に、折角の修正案に對しましても遺憾ならぬお幾多不備、不満の点のあることを指摘しまして、反対の意見を述べざるを得ないのであります。(何でも反対だ)と呼ぶ者あり、拍手)

○副議長(三本治朗君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長は修正議決報告でございす。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(三本治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○副議長(三本治朗君) 日程第七、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼驥太郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月三十一日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤 尚武殿

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、国際通貨基金(以下「基金」という。)及び国際復興開発銀行(以下「銀行」という。)へ加盟するために必要な措置を講じ、並びに国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の円滑な履行を確保することを目的とする。

(出資額)

第二條 政府は、基金及び銀行に対して、それぞれ、この法律施行の日における基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七條第一項の基準外国為替相場をいう。)で換算した本邦通貨の金額が九百億円に相当する国際通貨基金協定第四條第一項(a)に規定する合衆国ドルの金額の範囲内において、出資することができる。

(出資の方法)

第三條 政府は、基金に対しては、金及び本邦通貨で、銀行に対しては、金又はアメリカ合衆国通貨その他の外国通貨及び本邦通貨で、前條の規定による出資をすることができる。

(日本銀行所有金地金の買入)

第四條 政府は、前條の規定により基金に出資する金の一部に充てるため、日本銀行に対し、その所有する金地金を、必要な量に限り、売渡を命じた時における帳簿価格で、政府に売り渡すことを命ずることができる。

2 前項の規定により日本銀行から買入れた金地金に係る同項に規定する価格による金額と同項の規定により売渡を命じた時における金管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第六條に規定する価格による金額との差額については、別に法律で定めるところにより、処理するものとする。

(国債による出資)

第五條 政府は、第三條の規定により基金及び銀行に出資する本邦通貨に代えて、その一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債には、利子を付けない。

4 第二項の規定により発行する国債は、第七條第一項の命令に従い買い取る場合を除く外、何人も、基金又は銀行から譲り受けることができない。

5 第二項の規定により発行する国債の交付価格は、額面百円につき百円とする。

(国債の償還)

第六條 政府は、基金又は銀行から前條第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債の全部又は一部につき償還の請求を受けたときは、直ちにその償還をしなければならぬ。

(償還財源が不足する場合の措置)

第七條 政府は、第五條第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債につき償還の請求を受けた場合において、緊急やむを得ない事由があるため又は償還財源に不足があるため当該請求に係る金額の全部又は一部の償還を行うことができないときは、日本銀行に対して、政府が償還を行うことのできない金額に相当する額に限り、当該国債を基金又は銀行から買い取ることを命ずることができる。

2 政府は、前項の命令に従い日本銀行が買い取った国債については、第五條第三項の規定にかかわらず、日本銀行が買い取った日から利子を付け、及び償還期限を定めることができる。

3 前項の場合において、当該国債の償還期限及び利率は、第一項の規定により日本銀行が国債を買い取った日の現況による他の国債の発行条件に準じて、大蔵大臣が定める。

(国債に関する細目)

第八條 前三條に規定するものの外、第五條第二項の規定により発行する国債(前條第一項の規定により日本銀行が買い取った国債を含む。以下同じ。)に関し必要な事項は、大蔵大臣が定める。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第九條 政府は、第五條第二項の規定により発行する国債の償還金及び第七條第二項の規定による利子の支出に必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(国債整理基金特別会計法の適用)

第十條 第五條第二項の規定により発行する国債は、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二條第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

(基金との取引)

第十一條 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の同意を得て、外国為替資金特別会計の負担において、基金との間に左に掲げる取引を行うことができる。

一 本邦通貨による他の基金加盟国通貨の基金からの買入

二 金による他の基金加盟国通貨の基金からの買入

三 基金の保有する本邦通貨の買入

四 前各号に掲げるものの外、大蔵大臣の指定する取引

(寄託所の指定)

第十二條 政府は、国際通貨基金協定第十三條第二項及び国際復興開発銀行協定第五條第十一項の規定に従い、基金及び銀行の保有するすべての本邦通貨の寄託所として日本銀行を指定する。この場合において、日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七條の規定にかかわらず、基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を行うものとする。

(実加規定)

第十三條 前各條に定めるものの外、

外、国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の履行のため必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(平沼彌太郎君登壇、拍手)

○平沼彌太郎君 只今上程されました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定への加盟に伴いまして、出資の拂込等の義務を履行するため、国内法的な必要措置を講じようとするものであります。

次に本案の主なる内容について申し上げますと、第一は、基金及び銀行に対する出資額はそれぞれ二億五千万ドル、即ち九百億円となし、この金額の範囲内で出資し得ることを規定いたそうとするものであります。第二は、出資の方法を規定し、基金に対しては割当額二億五千万ドルの二五%を金で加入前に出資し、残額七五%を本邦通貨で支拂うこととし、又銀行に対しては、総額二億五千万ドルの二%を金又はドルで、総額の一八%を本邦通貨でいづれも加入前に拂込み、残額は将来銀行から拂込の請求があつたとき金又は合衆国ドルその他の外国通貨のいずれかで支拂おうとするものであります。第三は、出資を行うに当りまして、我が国の財政状況に鑑みまして、日本銀行の所有する金地金をその帳簿価格で買上げ、これを基金に出資する金の一部に充てるため所要の規定を設

ける。

昭和二十七年六月十一日 参議院会議録第五十号 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

昭和二十七年六月十一日 参議院會議第五十号 國際連合の特権及び免除に関する國際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

けようとするものであります。第四は、協定によりますと、本邦通貨に代えて政府又は中央銀行の発行する一定の証券による出資を認めておりますので、我が国においても本邦通貨の大部分を國債の交付によつて代えることとし、これが発行等に関する所事項を規定しようとするものであります。第五は、この國債は基金又は銀行から要求あり次第現金で支拂わねばならないため、償還を行ひ得ることとするに共に、償還財源に不足する場合の措置として、政府が償還できない金額に相当する國債の買取りを日本銀行に對して命じ得ることとしたほか、寄託所として日本銀行を指定する等、所要の事項を規定しようとするものであります。

本案審議に當りましては慎重な質疑応答が交わられたのであります。その詳細は速記録により御承知願ひたいと存じます。かくして質疑を終了し、討論に入り、木村委員より「今日直ちに基金及び銀行へ加贈するための積極的理由が見出せないこと、又第四條において日銀で買入れる金地金と金管理に規定する価格による金額との差額については別に法律で定めることになつておるが、その具体的内容が明確でないことは本法案の不備を意味するものである」との反対意見が述べられ、次いで油井委員より「第四條は予算原則に即しないようにも考えられるが、今回の措置は止むを得ないとして承認するが、將來予算措置を伴うあらゆる場合に於いても、今回の例に徴し機宜に適した処置をとるべきであり、又銀行よりの借入れについては、日本産業の発展に資する方針に基き資金の活用

を圖るべきである」との希望を附して賛成意見が述べられました。よつて採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(三本治朗君) 過半数と認められます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三本治朗君) 日程第八、國際連合の特権及び免除に関する國際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件、
日程第九、千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する國際條約、議定書及び附屬書並びに千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する國際條約を改正する議定書及び附屬書の締結について承認を求めるの件、(いずれも衆議院送付)
以上兩件を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長有馬英二君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
國際連合の特権及び免除に関する國際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月七日
参議院議長 林 護治
参議院議員 佐藤武蔵
國際連合の特権及び免除に関する國際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

國際連合の特権及び免除に関する國際連合と日本国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔參照〕
國際連合の特権及び免除に関する國際連合と日本国との間の協定案
國際連合の特権及び免除に関する國際連合と日本国との間の協定案
國際連合と日本国との間の協定の協定

國際連合憲章第四條は、この機構はその任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を各加盟國の領域において享有すると規定している。

國際連合憲章第五條は、この機構はその目的の達成に必要な特権及び免除を各加盟國の領域において享有し、これと同様に、國際連合加盟國の代表者及びこの機構の職員はこの機構に關連する自己の任務を遂行に遂行するために必要な特権及び免除を享有すると規定している。

國際連合は、特に朝鮮における自己の任務を遂行するために日本国内に事務所を維持することを肝要と認

めており、國際連合の代表者及び職員が朝鮮におけるその使節團への往復にあたつて日本国を通過することは、必要であるので、また、

日本国は、國際連合の目的を促進するために協力することを希望し、日本国の領域において何時たるかを問はず所屬の諸機關によつて代表されている國際連合並びに日本国に駐在し、又は日本国を通過する國際連合加盟國の代表者及び同機關の職員に對し、國際連合憲章第四條及び第五條に從つて國際連合の任務の遂行及び國際連合の目的の達成のために必要とみなされる特権及び免除を與えることを望むので、

よつて、ここに、國際連合及び日本国は、次のとおり協定した。

第一條
(1) 國際連合は、國際連合の特権及び免除に関する條約(以下「一般條約」といふ)第一條、第二條及び第三條に定める特権及び免除を日本国の領域において享有する。

(2) 一般條約第二條第五款及び第七款に基いて與えられる特権及び免除は、外交使節團の通常の必要をこえる財政上及び商業上の取引、たとへば、國際連合朝鮮再建局による日本国における救済物資の大量買付のうちに、商業的性格を有し、且つ、國際連合朝鮮再建局と日本国政府の権限のある当局との間の特別協定の対象とならざるものには、及ばないものとする。

第二條
日本国において公務を遂行し、又は朝鮮への往復のために日本国を通過する加盟國の次の代表者並びに國

際連合及びその専門機關の次の役員は、一般條約第四條及び第五條に定める特権、免除、除外及び便宜を享有する。

a 朝鮮における國際連合の使節團に勤務する加盟國の代表者及びその加盟國の代表團の構成員
b 國際連合の事務局長及び事務次長
c 國際連合の機關の代表者
d 國際連合朝鮮再建局の總監、聯總監その他の役員
e 事務局長の個人的代表者、書記長その他の國際連合の機關の國際連合事務局役員
f その他の國際連合事務局役員
g 朝鮮における國際連合の使節團に勤務する國際連合専門機關の役員

第三條
日本国において國際連合のための任務を遂行し、又は日本国を通過する専門家(第二條の範圍内に属する役員を除き、憲法機關の役員を含む)に對しては、一般條約第六條に定める特権及び免除を與える。

第四條
この協定の第二條及び第三條に掲げる代表者、役員及び専門家の氏名は、國際連合事務局長又は關係機關の長が日本国政府に對し隨時通知するものとする。

第五條
日本国は、一般條約第七條の規定に從つて國際連合通行証を有効な旅行証明書として承認し、且つ、受諾する。國際連合通行証の所持者は、すみやかに旅行する便宜を與えられ

る。

日本国は、一般條約第七條の規定に從つて國際連合通行証を有効な旅行証明書として承認し、且つ、受諾する。國際連合通行証の所持者は、すみやかに旅行する便宜を與えられ

る。

日本国は、一般條約第七條の規定に從つて國際連合通行証を有効な旅行証明書として承認し、且つ、受諾する。國際連合通行証の所持者は、すみやかに旅行する便宜を與えられ

第六條

國際連合は、その事務所から東京の國際電報局までの直結通信線設備の権利を含めて、公衆用の無線及び有線の業務の使用に關するあらゆる便益を與えられる。また、日本國政府は、國際連合の公用通信に對して國際電氣通信條約の附屬規則に従つて優先権を與える。

第七條

この協定の解釈に關する國際連合と日本國との間の紛争、交渉その他の合意による解決方法によつて解決されないものは、いずれも、最終的解決のために、事務局長が指名する者一人、日本國が指名する者一人及びこの二人が選定する第三の者の三人の仲裁人からなる裁判所に付託するものとする。最初の二人の仲裁人が第三の仲裁人の選定について合意に達しないとき、又は一方の当事者が仲裁人を任命しないときは、他方の当事者は、國際司法裁判所長に對し、仲裁人を任命するように要請することが出来る。一方の当事者が仲裁人を任命しないことは、他の二人の仲裁人が拘束力を有する判定を下すことを妨げるものではない。

第八條

この協定のいかなる規定も、國際連合又はその諸機關を一方とし日本國を他方とする他のいづれかの協定に基いて與えられる特權及び免除を少しも害し、又は減ずるものではない。

第九條

この協定に掲げる一般條約の諸條は、この協定の附屬書に採録する。一般條約第六款、第八款、第九款、

第二十一款及び第二十四款で加入國

に關して「加盟國」の語が用いられてゐるときは、この協定の適用上「加盟國」とあるのは、「日本國」と読み替へるものとする。

第十條

この協定は、署名の日から効力を生ずる。

第十一條

(1) この協定は、署名の日から引き續き五年間効力を有する。
(2) その後は、いずれの締約者もこの協定を廢棄する意思を他方に予告する權利を有し、この予告がなされてから六個月を経過した時に、この協定は、効力を失ふ。
一九五二年 月 日に
英文により作成した。
(署名)

附屬書

國際連合の特權及び免除に關する國際連合と日本國との間の協定に引用する國際連合の特權及び免除に關する條約の條文

第一條 法人格

第一款 國際連合は、法人格を有し、次の能力を有する。

契約すること。

(b) 不動産及び動産を取得し、及び処分すること。

(c) 訴を提起すること。

第二條 財産、基金及び資産

第二款 國際連合並びに、所在地及び占有者のいかなる問はず、その財産及び資産は、免除を明示的に放棄した特別の場合を除く外、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。但し、免除の放棄は、執行の措置には及ばないものとす

第三款 國際連合の構内は、不可侵とする。

第三款 國際連合の構内は、不可侵とする。國際連合の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなる問はず、執行上、行政上、司法上又は立法上の措置のいづれによつても、搜索、徴発、沒收、收用その他の形式の干渉を免除される。

第四款 國際連合の記録及び一般に

第四款 國際連合の記録及び一般に國際連合に關し、又は國際連合が所持している書類は、所在のいかなる問はず、不可侵とする。

第五款 いかなる種類の財政的管

第五款 いかなる種類の財政的管、取締又はモラトリアムによつても制限されることなく、

(a) 國際連合は、基金、金又はい

(a) 國際連合は、基金、金又はいかなる種類の通貨をも所持し、及びいかなる通貨の勘定をも立てることが出来る。

(b) 國際連合は、基金、金又は通

(b) 國際連合は、基金、金又は通貨を一個から他國へ又は一國の内部において移動し、及びその所持する通貨を他の通貨に交換することが出来る。

第六款 國際連合は、前記の第五款

第六款 國際連合は、前記の第五款に基く權利を遂行するに當つて、加盟國政府の異議申立に對して、國際連合の利益を害することなくこの申立を実施することが出来る

と考へる限り、妥當な考慮を拂

なければならぬ。

第七款 國際連合及びその資産、收

第七款 國際連合及びその資産、收入その他の財産は、

(a) すべての直接税を免除され

(a) すべての直接税を免除される。但し、國際連合は、事實上公益事業の使用料に過ぎない税の免除を要求しないものとする。

(b) 國際連合がその公用のために

(b) 國際連合がその公用のために輸入し、又は輸出する物品に關しては、関税並びに輸出入に對する禁止及び制限を免除される。但し、この免除を受けて輸入された物品は、輸入された國の政府と合意した條件によるものでなければ、その國で売ることができないものとする。

(c) 國際連合の刊行物に關して

(c) 國際連合の刊行物に關しては、関税並びに輸出入に對する禁止及び制限を免除される。

第八款 國際連合は、消費税並びに

第八款 國際連合は、消費税並びに支拂代價の一部をなす動産及び不動産の売却に對する税の免除を原則として要求しないが、國際連合が公用のために財産の重要な購入をし、それに対してそれらの税を課せられた場合又は課することが出来る場合には、加盟國は、できるときはいつでも税額の減免又は返還のため適當な行政的取極を講ずる。

第三條 通信に關する便益

第九款 國際連合は、その公用通信に關して、各加盟國の領域において、郵便、海底線電報、有線電報、無線電報、字電報、電話その他の通信に對する優先權、料金及び税金について、並びに新聞及びラジオの情報のための報道料金について、その加盟國の政府が外交使節館を含む他の國の政府に與える待遇よりも不利でない待遇を享有する。國際連合の公用通信その他の公用通信には、檢閲を適用しない。

第十款 國際連合は、暗号を使用

第十款 國際連合は、暗号を使用し、且つ、その暗号を伝書便又は封印後で発受する權利を有する。それらは、外交伝書便及び外交封

印袋と同様の免除及び特權を有す

る。

第四款 加盟國の代表者

第十一款 國際連合の主要機關及び補助機關に對する加盟國の代表者並びに國際連合が招集した會議に對する加盟國の代表者は、その任務の遂行中及び會合地への往復の旅行中、次の特權及び免除を享有する。

(a) 身柄の逮捕又は拘留及び手荷

(a) 身柄の逮捕又は拘留及び手荷物の押收の免除並びに代表者としての資格で行つた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に關してあらゆる種類の訴訟手續の免除

(b) すべての書類及び文書の不可

(b) すべての書類及び文書の不可侵

(c) 暗号を使用し、及び伝書便又は

(c) 暗号を使用し、及び伝書便又は封印袋によつて書類又は信書を受ける權利

(d) 自己及び配偶者に關して、そ

(d) 自己及び配偶者に關して、その任務の遂行のため訪問し、又は通過する國において、出入國制限、外國人登録又は國家役務の免除

(e) 通貨又は為替の制限に關し

(e) 通貨又は為替の制限に關して、一時的な公的使命を有する外國政府の代表者に與えられる便益と同様の便益

(f) 手荷物に關して、外交使節に

(f) 手荷物に關して、外交使節に與えられる免除及び便益と同様の免除及び便益

(g) 外交使節が享有するその他の

(g) 外交使節が享有するその他の特權、免除及び便益で前記の各号に矛盾しないもの。但し、輸入貨物(手荷物の一部としての輸入貨物を除く)に對する關税又

1106

くとき、家具及び携帶品を無税で輸入する權利を有する。

與えられる。

凡國蔡連合通行正堂罷行するに

濟統計に関する國際條約を改正す

る議定書及び附屬書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年六月七日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武蔵

千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約、議定書及び附屬書並びに千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約を改正する議定書及び附屬書の締結について承認を求めるの件

千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約、議定書及び附屬書並びに千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約を改正する議定書及び附屬書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

経済統計に関する国際條約、議定書及び附屬書
経済統計に関する国際條約
前文

ドイツ大統領、オーストリア共和国連邦大統領、ベルギー皇帝陛下、ブラジル合衆国大統領、グレート・ブリテン及びアイルランド並びにグレート・ブリテン海外領土皇帝陛下、デンマーク皇帝陛下、ギリシア王、ルーマニア王、ポルトガル共和国大統領、スウェーデン王、スロバキア共和国大統領、チェコスロバキア共和国大統領、エストニア共和国大統領、フィンランド共和国大統領、フランス共和国大統領、ギリシア共和国大統領、ハンガリー王国、イタリア共和国大統領、日本国天皇陛下、ラトヴィア共和国大統領、ルクセンブルグ大公陛下、ノールウェー皇帝陛下、オランダ皇帝陛下、ポーランド共和国大統領、ポルトガル共和国大統領、ルーマニア皇帝陛下、セルブ・クロアチア・スロバニア皇帝陛下、スウェーデン皇帝陛下、スイス連邦政府及びチエツコスロバキア共和国大統領は、世界全体及び各国の経済的の情勢及び発展を比較可能な基礎において示す統計を利用することができるとの重要性を認め、

この目的が、諸種の経済統計の作成及び発表と一定の統計表の作成についての統一的方法の一般的採用とを確保することができるとの国際條約の形式において同時且つ協同の措置を執ることができるとを考慮し、このため、次のとおりその全権委員を任命した。

ドイツ大統領
ドイツ統計局長官、教授、ドクトル エルンスト・ヴァーデマッサー
ドイツ統計局長、ドクトル ハンス・ブラツァー
オーストリア共和国連邦大統領
元副宰相、連邦統計局長官
ヴァルター・ブライスキー
連邦商務通信省参事官兼商務統計局長、ドクトル エミル・フェルディナンド・ローテ

連邦統計局参事官、ドクトル ルドルフ・リーマー

ベルギー皇帝陛下

産業労働社会福祉省総務長官
A・ジュラン

ブラジル合衆国大統領

在ロンドンブラジル合衆国大使館参事官 J・A・バルボザ

カルネイロ

統計局長官 アンドニオ・カヴァルカンティ・アルブケルケ

デ・グスマン

グレート・ブリテン及びアイルランド並びにグレート・ブリテン海外領土皇帝陛下

グレート・ブリテン及び北部アイルランド並びに国際連盟の独立の連盟国でない英帝国のすべての部分のために

グレート・ブリテンにおける皇帝陛下の政府の最高経済顧問、サー シドニー・チャプマン

南アフリカ連邦のために
ヨロツバ駐在参事官、ダニエル・ド・ジョー・グレイ

アイルランド自由国のために
国際連盟におけるアイルランド自由国代表者 セア

ン・レスター

ブルガリア皇帝陛下
ソフィア大学教授、最高統計会議議長、国会議員、ドミトリ・ミハイコフ

デンマーク皇帝陛下
統計局長 アドルフ・イェンセ

ン

ポーランド共和国大統領

ダンテ・ヒ自由市のために
ポーランド中央統計局長
E・ストウラム・デ・ストレム

ダンテ・ヒ自由市統計局長、ドクトル マルティン・J・フンク

エジプト皇帝陛下

大蔵省財務書記官 ジェームズ・J・クレイグ

統計センサス局管理官、ヘネイン・ペー・ヘネイン

エストニア共和国政府
中央統計局長 アルバート・アレックス

フィンランド共和国大統領
国際連盟における常任代表、スイス連邦駐在特命全權公使、ドクトル ルドルフ・ホルステイ

中央統計局長、ドクトル マルティン・ユグエロ

関税局統計部長 ウエルネル・リンドグレン

フランス共和国大統領
フランス統計局長 ユベール・関税局貿易統計局長、ゲイヨン

ギリシア共和国大統領
ベルギー駐在代理公使 D・ビケラス

ハンガリー王国議政院下
参事官、中央統計局次長
ジュール・ド・コンコリイ・テデー

イタリア皇帝陛下
中央統計協会会長、ドクトル
コラード・ジニ

日本国天皇陛下
国際連盟帝國事務局次長、大使館参事官 伊藤速史

ラトヴィア共和国大統領
特命全權公使、国際連盟における常任代表、チャールズ・ドゥズマン

ルクセンブルグ大公陛下
ジュネーヴ駐在領事 シャルル・ヴェルメー

ノールウェー皇帝陛下
中央統計局長 グンナル・ヤール

オランダ皇帝陛下
統計局長官、教授、ドクトル
H・W・メトス

殖民地協会商事務物館長、教授、ドクトル L・P・ル・コスキ

スウェーデン皇帝陛下
ポーランド共和国大統領
中央統計局長 E・ストウラム・デ・ストレム

ポルトガル共和国大統領
国際連盟ポルトガル事務局局長
F・デ・カリエイロス・エ・メネゼス

大蔵省統計局長 C・A・チャソビカ・ダ・フォンセカ

ルーマニア皇帝陛下
国際連盟における特命全權公使、コンスタンティン・アントニアデ

セルブ・クロアチア・スロヴェニア皇帝陛下
国際連盟における常任代表
コンスタンティン・フォティチ

統計局長、ドクトル マツグス・ビルコヴィチ

大学教授、ラザレ・コステイチ

スウェーデン皇帝陛下
スイス連邦駐在特命全權公使
K・I・ウエストマン

昭和二十七年六月十一日 参議院會議録第五十号 國際連合の特権及び免除に関する國際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

昭和二十七年六月十一日 参議院會議録第五十号 國際連合の特権及び免除に関する國際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

一一〇八

スイス連邦政府

連邦経済省商務局長 W・スト

・ウツキ

フリブール大学講師、ドクトル

ヨット・ロレンツ

関税局通商統計課長 K・アッ

クリン

チェッコスロヴァキア共和国大統領

領

統計局参事官、ドクトル J・

ムラーズ

統計局顧問、ドクトル J・

リーバ

商務省顧問、ドクトル ホラー

・チュック

これらの全権委員は、その全権委任状を示してそれが良好妥協であるとして認められた後、次のとおり協定した。

第一條

1 締約国は、その施政下にある地域の各部分でこの條約が適用されるものについて、第二條に掲げる統計を同條に定める期間ごとに作成し、且つ、発表することを約束する。

2 この條約によつて要求される統計に関しては、いずれかの種類の統計につき別個の統計組織を有する各地域は、別個の単位として統計に示すことができる。この條約の規定に基いて発表されるすべての統計には、当該統計が適用される地域を記載しなければならぬ。

3 この條約に定める義務は、この條約の議定書に掲げる解釈及び留保並びに第十七條の規定に基いて

今後許されることがある留保に従うものとする。

第二條

前條に掲げる統計の種類は、次のとおりとする。

I 外国貿易

(a) 輸入及び輸出の数量及び価額の毎年及び毎月の統計表

(b) 外国貿易に従事する船舶で当該国の港に出入したものの純トンを数に別別に示す毎年の及び、できれば、四半期ごとの又ははるべく毎月の統計表

職業

十年ごとに少なくとも一回作成され、且つ、発表される職業別人口統計表で、その十年の末年(すなわち、千九百三十年、千九百四十年、千九百五十年、以下これに準ずる年とする)又はその末年にできる限り近い年に關するもの

II 農業、畜産業、林業及び水産業

(A) 万国農事協会が提案する方針に基き、且つ、できれば同協会が提案する年に關して、できれば十年ごとに一回行ふ農業の一般のセンサス

(B) 次のものを示す毎年の統計表

(1) 主要作物に關する栽培面積の分布、は種面積又は植付面積及び收穫面積をも示すことができる場合には、できればそれらを示すものとする。

(2) 主要作物の收穫高

(C) 主要な種類の家畜の数の定期統計表(できれば毎年の統計表)で、できれば性及び年齢を示すもの

(D) 一國の經濟上木材生産が重要である国については、森林資源の定期統計表で、森林の面積並びにできれば蓄積、毎年の成長量及び毎年の伐採量を示すもの。できる限り木材の種類による區別を設けるものとする。

(E) 水産業が經濟的活動の重要な且つ組織された部門である国については、(1)主要な海面漁業生産物及びできれば内水面漁業生産物の水揚げ高、(2)前記の生産物を水揚げした船舶の国籍、(3)水産業に従事する内国船舶の隻数及び種類並びに(4)その船舶における被用者の数を示す毎年の統計表

完全な統計表を作成することができない場合には、その統計表の不完全な程度を略述しなければならない。

IV 鉱業及び金業

当該国における生産が國家的に重要である次のいずれかの鉱物及び金属の生産高の統計表(少なくとも毎年の統計表)

(1) 非金屬礦物

石炭(瀝青炭又は無煙炭)、重炭及びコークス

石油及び天然ガス

硝酸塩

磷酸塩

加里石

硫黃

(2) 金屬礦物及び金屬

(a) 次のものの鉱石

鉄、銅、アルミニウム、鉛、錫、亜鉛、マンガン、ニッケル

(b) 次のものの製錬所の生産(実績又は推定)

鉄及び鋼、銅、アルミニウム、鉛、錫、亜鉛、マンガン、ニッケル、アンチモニー、タンタム、モリブデン、タングステン、金、白金

(c) 次のものに関する定期の及びできれば少なくとも十年ごとに一回の統計調査

(a) 工業事業所(少なくとも相当に重要なすべての工業事業所を含む)

(b) できれば商業事業所

この調査は、人口センサス若しくは工業生産センサスに關連して又は単独に行ふことができるものとし、特に、次のものを示さなければならない。

(1) 前記の事業所については、その従業者たる男女の各数並びに、できる限り、職務の種類別による及び成年者を年少者と區別した従業者数、その區別に用いた年齢も示すものとする。

(2) この調査に含まれない事業所の従業者数の推定も、できれば行ふ。

(3) 工業事業所については、すえ付けられた原動機(公称能力で、できれば(i)蒸氣機関(ii)内燃機関及び(iii)水力機関により區別したもの)並びにすえ付けられた電動機の公称能力で、電力がその事業所で発電されるか又は他で発電される

かを示すもの。前記の各種類については、通常使用される原動機及び電動機は、できれば休止中のものと予備のものとを區別して示す。

(4) 各國において充分に正確に作成することができ、程度の広はん工業生産の統計表

(5) 絶対数又は比較的基礎として採用された期間に対する比例数の形式による定期の、できれば四半期ごとの又ははるべく毎月の統計系列で、最も代表的な生産部門の工業的活動の変化を示すもの

(6) 物価指数

(a) 卸売物価の一般の変動を示す指数で、毎月作成され、且つ、発表されるもの

(b) 生計費の一般の変動を示す指数で、少なくとも四半期ごとに作成され、且つ、発表されるもの

(7) 生計費指数は、一の都市に關する資料又は代表的なものとして選ばれ且つ別個に若しくは一体として採用された数個の都市に關する資料を基礎とすることができ、前記の指数の各記載書には、価格を採用したものの品目及び指数の算定に用いられた方法を示す簡単な公の刊行物に關する参照を掲げる。

前記の指数の外、個々の主要な商品の絶対数又は比例数の形式による卸売価格を同一の期間についてできる限り発表する。

第三條

締約国は、各国の外国貿易の統計の比較を容易にするため、この種類の統計の作成については、第一附屬書第一編に掲げる原則を採用することを約束する。

締約国は、また、自国の有する調査手段の許す限り、第一附屬書第三編に定める統計表を試験的に作成することを約束する。

第四條

締約国は、水産統計の作成に關して第二附屬書に掲げる原則を一般的に承認することを表明し、また、これを各自国の水産統計においてできる限り適用することに同意する。

第五條

締約国は、第二條IVに掲げる鉱物及び金屬の当該国における生産が国家的に重要であると認められる場合にその生産に關する自国の統計の基礎としてできる限り使用するための第三附屬書について、その基礎となつてゐる原則を一般的に承認することを表明し、また、その他の鉱物及び金屬の生産に關する統計を作成する場合にも、同様の原則を採用することに同意する。

第六條

締約国は、工業生産センサスの模範方式として添付された第四附屬書の基礎となつてゐる原則を一般的に承認することを表明し、また、その附屬書に示す形式による一般的又は部分的のセンサスを計画することができるようになつた場合に前記の原則中の適用することが出来るものを實施するという問題を考慮することに同意する。

第七條

締約国は、工業活動の指數の作成のための方式の例示として添付された第五附屬書の基礎となつてゐる原則を一般的に承認することを表明し、また、工業活動の指數の広はんな規模における作成を計画することができるようになつた場合にその原則中の適用することが出来るものを實施するという問題を考慮することに同意する。

第八條

1 技術的専門家は、國際連盟理事會と、ジュネーヴ會議に代表者を出した各非連盟國で批准書又は加入書を寄託したもの、のそれぞれ一人の代表との會合において設置される。

2 本條Iに掲げる専門家は、國際連盟理事會に、この條約及びその附屬文書の規定に基いて同委員會に委託される特別の任務の外、この條約に掲げる種類の統計に關しこの條約に規定される原則及び取極を改善し、又は補充するため、同委員會が有益であると認める提案をすることが出来る。委員會は、また、類似の性質を有する他の種類の統計で國際連盟の統一性を確保することが望ましく、且つ、実行可能であると認められるものに關し、提案をすることが出来る。委員會は、同様の目的を有するすべての提案でいづれかの締約国の政府により委員會に付託されるものを審議する。

委員會は、財政又は金融(公債、歳入及び歳出、金融業務、金融市場、株式取引所等)に關する統計

については、提案をしないものとす。また、農業、労働又は運輸に關する統計については、権限のある國際団体又は國際機關との事前の協定がない限り、提案をしないものとする。

3 國際連盟理事會は、いつでも、國際連盟の連盟國及び非連盟國で批准書又は加入書を寄託したもの、の半数以上により希望が表明された場合には、この條約の改正のため及び望ましいと認められるときはその補充のため、會議を招集することを要請される。

第九條

締約国は、各自国の統計機關がこの條約の規定に従い作成し且つ発表した統計表を当該機關が相互に交換することを約束する。

第十條

この條約の規定の解釈又は適用に關し二以上の締約國間に紛争が発生した場合において、その紛争が直接に当事者間において又は協定に到達する他の方法を用いることによつて解決されなかつたときは、当事者は、友好的解決のため、相互の合意によりその紛争を第八條に掲げる専門委員會に付託することが出来る。

この場合には、委員會は、当事者に対しその意見を口頭又は書面で提出するように要請することが出来るものとし、また、係争問題について勧告的意見を與へなければならぬ。

第十一條

締約国は、署名、批准又は加入の際に、この條約の受諾により自國の殖民地、保護領、海外領土又は宗主

権若しくは委任統治の下にある地域の全部又は一部に關しかなる義務も負うものではない旨を宣言することが出来る。この場合には、この條約は、その宣言で指定するいづれの地域にも適用されない。

締約国は、その後いつでも、前項に基き宣言で指定した自國の地域の全部又は一部にこの條約を適用することを希望する旨を國際連盟事務總長に通告することが出来る。この場合には、この條約は、國際連盟事務總長がその通告を受領した日後一年で、その通告で指定するすべての地域に適用される。

締約国は、第十六條に掲げる五年の期間の満了後、いつでも、自國の殖民地、保護領、海外領土又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域の全部又は一部にこの條約を適用しないこととすることを希望する旨を宣言することが出来る。この場合には、この條約は、國際連盟事務總長がその宣言を受領した日後六箇月で、その宣言で指定する地域に適用されないこととなる。

國際連盟事務總長は、本條に基いて受領したすべての宣言及び通告を國際連盟のすべての連盟國及び第十二條に掲げる非連盟國に通知する。

第十二條

この條約は、フランス語及び英語の本文とともに正文とし、本日の日付を有する。國際連盟の連盟國又はジュネーヴ會議に代表者を出した非連盟國若しくは署名のため國際連盟理事會から條約の謄本を添付された非連盟國は、千九百二十九年九月三

十日までにこの條約に署名することが出来る。

この條約は、批准されなければならない。批准書は、國際連盟事務總長に送附されるものとする。事務總長は、その受領をすべての連盟國及び前項に掲げる非連盟國に通知する。

第十三條

國際連盟の連盟國又は第十二條に掲げる非連盟國は、千九百二十九年十月一日以後、この條約に加入することが出来る。

加入書は、國際連盟事務總長に送附されるものとする。事務總長は、その受領をすべての連盟國及び第十二條に掲げる非連盟國に通知する。

第十四條

この條約は、國際連盟事務總長が十以上の國際連盟の連盟國又は非連盟國の批准書又は加入書を受領した日後九十日目に効力を生ずる。

第十五條

第十四條によるこの條約の効力発生後に受領される批准書又は加入書は、國際連盟事務總長がそれを受領した日後九十日目に効力を生ずる。

第十六條

この條約は、第十四條によるその効力発生の日から五年を経過した後には、國際連盟事務總長に寄託する文書により廢棄することが出来る。その廢棄は、事務總長がそれを受領した日後六箇月で効力を生ずるものとし、且つ、当該廢棄書を寄託した連盟國又は非連盟國に關してのみ効力を生ずる。

事務總長は、廢棄をすべての連盟

昭和二十七年六月十一日 参議院會議録第五十号 國際連合の特権及び免除に関する國際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

国及び第十二條に掲げる非連盟國に通知する。

同時又は累次の廢棄の結果として、この條約によつて拘束される連盟國及び非連盟國の数が十未満に減少したときは、この條約は、効力を失ふ。

第十七條

締結國は、この條約の適用に関する留保でこの條約の議定書に列記する國について同議定書に掲げるものを受諾することに同意する。

第十三條に基いてこの條約に加入する用意があるが、この條約の適用に關し何らかの留保を付けることを許されるように希望する國の政府は、その旨を國際連盟事務總長に通告することが出来る。事務總長は、直ちに、批准書又は加入書を寄託したすべての國の政府にその留保を通知し、且つ、それらの政府がこれに對し異議を有するかどうかを照會する。事務總長の通知の日から六箇月以内に異議が受領されなかつたときは、その留保は、受諾されたものとみなす。

第十八條

この條約は、その効力發生の日、國際連盟事務總長によつて登録される。

以上の証據として、前記の全權委員は、この條約に署名した。

千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで本書一通を作成した。この本書は、國際連盟事務局の記録に寄託して置く。その認証原本は、國際連盟のすべての連盟國及び第十二條に掲げる非連盟國に送付される。

ドイツ

グアイゲマン

ドクトル ブラツァー

オーストリア

W. プライスキ

ドクトル ローテ

リーマー

ベルギー

條約第十一條に従い、ベルギー代表團は、ベルギー領コンゴ植民地に關しては、この條約の規定から生ずる義務を受諾することができないことを本國政府の名において宣言する。

A. ジュラン

ブラジル合衆國

J. A. バルボザリカルネイロ

A. カヴァルカンテイ・アルブケ

ルケ・デ・グスマン

グレート・ブリテン及び北部アイルランド並びに國際連盟の獨立の連盟國でない英帝國のすべての部分

私は、私の署名が英國皇帝陛下の植民地、保護領又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域のいづれにも關係しないことを宣言する。

S. J. チャブマン

南アフリカ連邦

ダニエル・J. D. ジョリエ

アイルランド自由國

セアン・レスター

ブルガリア

D. ミハイコフ

デンマーク

第十一條に従い、グリーンランドは、この條約の規定から除外する。

なお、デンマーク政府は、この條約の受諾により、フェロー諸島に關する統計についてはいかなる義務も負うものではない。

アドルフ・イェンセン

デンチツと自由市

E. ストルム・デ・ストレム

ドクトル マルティン・J. ファンク

エジプト

ジェームズ・I. クレীগ

ヘイン・G. ヘイン

エストニア

政府の承認を條件として

アルバート・プレリツツ

フィンランド

ルドルフ・ホルステイ

マルティ・コグエロ

ウエルネル・リンドグレン

フランス

この條約に署名するに當り、フランスは、その受諾により、自國の植民地、保護領及び宗主権又は委任統治の下にある地域の全部に關していかなる義務も負う意思を有するものではないことを宣言する。

M. ユベール

ギリシャ

政府の承認を條件として

D. ベンケラス

ハンガリー

ジュール・ド・コンゴリリテーゲ

イタリア

イタリアは、この條約の受諾により、自國の植民地、保護領その他第十一條第一項に掲げる

地域に關してはいかなる義務も負う意思を有するものではない。

コラード・ジニ

日本國

この條約の第十一條により、日本國政府は、自國によるこの條約の受諾が次の地域、すなわち、朝鮮、樺太、關東州租借地及び日本國が委任統治を行う地域に及ぶものではないことを宣言する。

伊藤雄次

ラトヴィア

政府の承認を條件として

チャールズ・ドラズマンス

ルクセンブルグ

シャルル・G. ジュルメール

ノールウエー

グンナル・ヤーン

オランダ

オランダは、この條約の受諾により、オランダ領インド、スリナム及びキュラソーに關していかなる義務も負う意思を有するものではない。

H. W. メトルスト

L. P. D. ブシー

ポーランド

E. ストルム・デ・ストレム

ポルトガル

第十一條の規定により、ポルトガル代表團は、この條約がポルトガルの植民地に適用されないことを本國政府の名において宣言する。

F. デ・カリエイロス・メネ

ゼス

カシミロ・アントニオ・チャ

ンビカ・ダ・フォンセカ

ルミアニア

C. アントニアデー

セルブ・クロアチア・スロヴェニア

王國

コンスタンティン・フォティチ

ドクトル マツクス・ビルコ

グイッチ

ラザレ・M. コステイチ

スウェーデン

K. I. ウェストマン

スイス

W. ストゥツキ

J. ロレンツ

K. アックリン

チェコスロヴァキア

ドクトル J. ムラーズ

ドクトル ヨセフ・リッパ

チリ・ホラー・チエック

議定書

本日付の條約に署名するに當り、下名の全權委員は、同條約の規定の解釋でこの議定書の第一編に掲げるものを協定したこと及び同條約第十七條第一項によつてされた留保でこの議定書の第二編に掲げるものを受諾することを宣言する。

第一編

次のとおり了解される。

(1) この條約のいづれの規定も、萬國農事協会の権限を制限し、又はこれに影響を及ぼすものと解釋してはならない。

(2) この條約のいづれの規定も、個々の事業に關する情報を漏らす結果となるような事項を收録し、又は発表するいかなる義務も課するものではない。

昭和二十七年六月十一日 参議院會議録第五十号

国際連合の特権及び免除に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めの件外一件

- (3) この條約の規定は、いずれの締約国についても、不可抗力又はその国の安全に影響を及ぼす重大な事件の場合には、できる限り短い期間中、且つ、状況上必要な限度において、例外としてその適用を停止することができる。
- (4) 第二條I(a)の規定は、特殊の種類の貨物については、その数量の記載が統計上の目的のために実際の効用のある情報と與へない場合には、その数量を示すことを要求するものではない。
- (5) 第二條I(a)によつて要求される毎月の統計表においては、
- (a) 物品の列記及び物品に関する資料は、省略された形式で示すことができる。
- (b) 提供される情報は、一国の外国貿易で比較的に重要でないものについては、要約したものとすることができる。
- (6) 第二條I(A)に掲げる万国農事協会の提案は、同協会の第九回総会により採択されたものであつて、それらの提案は、情報及び参考のため第六附屬書に記載される。万国農事協会の総会がそれらの提案を修正した場合には、締約国は、加えられた修正を自由に採用することができる。
- (7) 第二條V(B)及び(C)の規定は、小企業については、推定の使用を排除するものと認めてはならない。
- (8) 第二條V(B)及び(C)の規定は、締約国に対し、代表的数字を得るため最善の努力をする義務を課するものであるが、工業が発達していない国においては、詳細な統計を提供することは、不可能であらう。

- (9) 地域の広さ、工業の分散性及びこの工業とその市場とを隔てる距離のような国内的事情にかんがみ、卸売物価の指数を毎月作成することができない国においては、その指数の四半期ごとの発表は、第二條VIの要件を満たすものとみなされる。
- 第二編
- 次に掲げる留保は、受諾される。
- (1) 第二條II(B)
- トルコ 第二條II(B)に定める統計表は、トルコにおいては、できる限り短い期間ごとに作成し、且つ、発表しなければならないが、毎年要求されるものではない。
- 南アフリカ連邦、統計表は、土着民の農場、土着民用の保留地、土着民の居住地及び布教師駐在地における栽培面積に関する情報を含まないものとする。
- (2) 第二條II(E)
- ブラジル この規定は、ブラジルには適用されない。
- (3) 第二條VI(2)(a)
- 日本国 鉱石の選定は、日本国政府の裁量に任される。
- (4) 第二條V(B)及び(C)
- ポルトガル及びトルコ 第二條V(B)及び(C)に定める統計表は、要求されない。
- (5) 第二條VI
- ポルトガル 指数の毎月の発表は、当分の間、要求されない。

- (6) 第三條第二項
- メキシコ及びトルコ 第二條第二項は、義務として適用されるものではないが、勧告として適用される。
- 以上の経緯として、下名は、この議定書に署名した。
- 千九百二十八年十二月十四日にジュネーブで本書一通を作成した。この本書は、国際連盟事務局の記録に寄託する。その認証書は、国際連盟のすべての連盟国及び会議に代表者を出した非連盟国に送付される。
- ドイツ
- グアテマラ
- ドクトル プラツァー
- オーストリア
- W・フライスキー
- ドクトル ローテ
- リーマー
- ベルギー
- A・ジュラン
- ブラジル合衆国
- J・A・バルボザ・カルネイロ
- ロ
- A・カヴァルカンティ・アルブケルケ・デ・グスマン
- グレート・ブリテン及び北部アイルランド並びに国際連盟の独立の連盟国でない英帝国のすべての部分
- S・J・チャブマン
- 南アフリカ連邦
- ダニエル・J・ド・ヴィリエ
- アイルランド自由国
- セアン・レスター
- ブルガリア
- D・ミハイコフ

- デンマーク
- アドルフ・イエセン
- ダンチツヒ自由市
- E・ストラルム・デ・ストレム
- ドクトル マルティン・J・フンク
- エジプト
- ジエームズ・I・クレイグ
- ヘネイン・G・ヘネイン
- エストニア
- 政府の承認を条件として
- アルバート・プレリッツ
- フィンランド
- ルドルフ・ホルステイ
- マルティン・ユゼロ
- ウエルネル・リンドグレン
- フランス
- M・ユベール
- ゲイヨン
- ギリシャ
- D・ビケラス
- ハンガリー
- ジュニール・ド・コンコリッテ・ゲイタリ
- ユラード・ジニ
- 日本国
- 伊藤史
- ラトヴィア
- 政府の承認を条件として
- チャールズ・ドウス・マンス
- ルクセンブルグ
- シャルル・G・ヴェルメール
- ノールウェー
- グンナル・ヤーン
- オランダ
- H・W・メトルスト
- L・P・ド・ブシー
- ポーランド
- E・ストラルム・デ・ストレム

- ポルトガル
- F・デ・カリエイロス・エ・メネゼス
- カシミロ・アントニオ・チャンピ
- カ・ダ・フォンセカ
- ルーマニア
- C・アントニアード
- セルブ・クロアチア・スロヴェニア王国
- コンスタンティン・フォティチ
- ドクトル マツクス・ビルコヴィチ
- ラザレ・M・コステイチ
- スウェーデン
- K・I・ウエストマン
- スイス
- W・ストウツキ
- J・ロレンツ
- K・アックリン
- チェコスロヴァキア
- ドクトル J・ムラーツ
- ドクトル ヨセフ・フリート
- チリル・ホラー・チエツク
- 第一附屬書
- 外国貿易統計
- (第三條参照)
- 第一編
- I 外国貿易の統計は、次に示す二方法のいずれかによつて作成しなければならない。
- (a) 特別貿易の統計表が單獨に又は一般貿易の統計表とともに作成される場合
- 特別輸入は、当該統計が適用される地域における国内消費のためのものとして申告されたすべての貨物及びその地域における変形、修繕又は加工のための

ものとして申告された(2)改良貿易「及び修繕貿易」に通常適用される條件で申告された(3)すべての貨物を含む。改裝、仕分又は混合は、前記の変形又は加工を構成しない。

特別輸出は、当該統計が適用される地域内において生産され、又は内國化されたすべての輸出貨物を含む。

内國化された貨物とは、課せられた租税があるときはそれを納付した後輸入者の自由処分任された輸入貨物又は変形、修繕若しくは加工のために一時無税輸入を許され、且つ、変形、修繕若しくは加工を施された輸入貨物をいう。

特別輸入及び特別輸出は、V(8)に定義する通貿易のいずれの部分も含まない。

一般貿易は、輸入に關しては当該統計が適用される地域外のすべての地域から来るすべての商品を、また、輸出に關しては当該統計が適用される地域外の仕向地に向けその地域から出るすべての商品を含むものとする。但し、保税のまま直接に通過し、又は港において単に積み換えられる貨物は、除外する。

(1)間接通過貿易及び(2)直接通過貿易(積換貿易を含む)に關する國別の細目は、各別の表に示さなければならない。貨物の数量は、總重量で記載しなければならない。この記載をすることができない場合には、価額による計量方法を含む他のいずれ

かの計量方法を採用することが出来る。但し、使用した方法は、当該統計表に記載しなければならない。

「改良貿易」及び「修繕貿易」を示す表を作成するときは、貨物の種類ごとの価額(各場合の必要に應じ、貨物の原価額又は原価額と附加された作業及び材料の価額とを加えたもの)は、当該地域に到着した時及び当該地域から発送された時の双方において示さなければならない。

(b) 輸入の統計表が總輸入のみに關係し、且つ、その輸入貨物の再輸出も示される場合
總輸入は、前記(a)に掲げる一般輸入貿易の定義に従う。輸出及び再輸出は、各別に示さなければならない。

当該統計が適用される地域から発送されたすべての貨物で、(1)その地域内で生産され、又は(2)その地域内で輸入後に変形され、修繕され、若しくは加工されたものは、輸出として示さなければならない。

当該統計が適用される地域に輸入され、且つ、その後いかなる変形、修繕又は加工も施されないでその地域から輸出されたすべての貨物(保税のまま積み換えられる貨物、すなわち、税関の監督の下に直接に通過し、又は港において単に積み換えられる貨物を除く)は、再輸出として示さなければならない。

改裝、仕分及び混合は、変形又は加工を構成しない。

直接通過貿易(積換貿易を含む)は、前記(a)に規定する方法による別個の統計表の主題としなければならない。

「改良貿易」及び「修繕貿易」を示す表を作成するときは、貨物の種類ごとの価額は、前記(a)に規定する方法で示さなければならない。

Ⅱ いわゆる「申告価額」、すなわち、個々の取引について輸入者及び輸出者(又はその正当に承認された代理人)により申告された価額による評価の制度は、概説し、又は設定しなければならない。なお、外國貿易統計の正確を期するため、前記の価額は、審査及び組織的照会を受けなければならない。

Ⅲ(a) このため、國境(各場合に應じ、陸境又は海境)渡し価額、すなわち、輸入については仕出地渡し価額にその仕出地から輸入國の國境までの運送及び保険の費用を加えたもの、また、輸出については輸出國の國境における甲板渡し、レール渡し又は道路車両渡しの価額を使用しなければならない。

輸入については、輸入國において課せられる輸入税、内國税及び類似の公課は、価額から除外する。輸出については、輸出國において課せられる輸出税、内國税及び類似の公課は、輸出された貨物に現実に課せられている限り、含まれる。

(b) いずれかの國において輸入又は輸出に對し從價税が課せられるときは、この租税の測定に關するその國の財政關係法令に定められる方法に従つて確定された価額は、前記(a)に定義する価額と異なる場合においても、輸入又は輸出の統計のために使用することが出来る。同様に、そのような國のいずれにおいても、同一の方法の適用により確定された価額は、租税を課せられない貨物又は從價税を課せられる貨物について使用することが出来る。いずれかの國がこの方式に従つたときは、その國の統計は、採用した評価方法を明らかに示し、並びに前記(a)に記載する評価方法を基礎とする価額の少なくとも毎年の及びできれば詳細な推定を示さなければならない。

Ⅳ 各貨物の数量を記載する一又は二以上の計量單位、すなわち、重量、長さ、面積、容積等は、正確に定義しなければならない。

いづれかの種類の貨物の数量が重量以外の一又は二以上の計量單位で示されるときは、各單位又は單位の倍數の平均重量の推定を毎年の統計表に示さなければならない。

重量については、同一の用語が異なる種類の貨物に適用される場合に異なるた意義を有することを含む。これを考慮して、「總重量」、「純重量」及び「法定純重量」のような用語の意義に關する正確な定義を示さなければならない。

するその國の財政關係法令に定められる方法に従つて確定された価額は、前記(a)に定義する価額と異なる場合においても、輸入又は輸出の統計のために使用することが出来る。同様に、そのような國のいずれにおいても、同一の方法の適用により確定された価額は、租税を課せられない貨物又は從價税を課せられる貨物について使用することが出来る。いずれかの國がこの方式に従つたときは、その國の統計は、採用した評価方法を明らかに示し、並びに前記(a)に記載する評価方法を基礎とする価額の少なくとも毎年の及びできれば詳細な推定を示さなければならない。

Ⅳ 各貨物の数量を記載する一又は二以上の計量單位、すなわち、重量、長さ、面積、容積等は、正確に定義しなければならない。

いづれかの種類の貨物の数量が重量以外の一又は二以上の計量單位で示されるときは、各單位又は單位の倍數の平均重量の推定を毎年の統計表に示さなければならない。

重量については、同一の用語が異なる種類の貨物に適用される場合に異なるた意義を有することを含む。これを考慮して、「總重量」、「純重量」及び「法定純重量」のような用語の意義に關する正確な定義を示さなければならない。

V(1) 当該統計が適用される地域は、当該國の關稅地域の外、すべての保税倉庫その他税關の監督の下にあるすべての倉庫及び蔵置場並びに当該國に屬するすべての自由港及び自由地帯を含むものとする。

(2) 二以上の國が一の關稅同盟を組織し、且つ、その同盟の全体に關する貿易統計が発表されるときは、当該統計が適用される地域は、その同盟を組織するすべての國の地域を合わせたものとする。

この規定は、關稅地域が隣接していない地域で構成されているときは、その關稅地域の全体に關する統計の代りに隣接しない地域に關する各別の統計を発表することを妨げるものと解してはならない。

(3) 「通過貿易」とは、次に定義するすべての直接及び間接の通過貿易の合計とする。

当該統計が適用される地域(前記の定義による)の直接通過貿易は、輸入者の自由処分に任されず、又は倉入れされないで單に運送のためにその地域を通過するすべての貨物を含むものとする。

いづれかの地域の間接通過貿易は、その地域外の地域から来るすべての貨物で、当該統計が適用される地域(前記の定義による)に含まれる現実の又は擬制の保税倉庫又は蔵置場に搬入された後、輸入者の自由処分に任されず、且つ、改裝、仕分又は混合以外の変形、修繕又は加工をされないでそこから輸出されるものを含むものとする。

(2) 二以上の國が一の關稅同盟を組織し、且つ、その同盟の全体に關する貿易統計が発表されるときは、当該統計が適用される地域は、その同盟を組織するすべての國の地域を合わせたものとする。

この規定は、關稅地域が隣接していない地域で構成されているときは、その關稅地域の全体に關する統計の代りに隣接しない地域に關する各別の統計を発表することを妨げるものと解してはならない。

(3) 「通過貿易」とは、次に定義するすべての直接及び間接の通過貿易の合計とする。

当該統計が適用される地域(前記の定義による)の直接通過貿易は、輸入者の自由処分に任されず、又は倉入れされないで單に運送のためにその地域を通過するすべての貨物を含むものとする。

いづれかの地域の間接通過貿易は、その地域外の地域から来るすべての貨物で、当該統計が適用される地域(前記の定義による)に含まれる現実の又は擬制の保税倉庫又は蔵置場に搬入された後、輸入者の自由処分に任されず、且つ、改裝、仕分又は混合以外の変形、修繕又は加工をされないでそこから輸出されるものを含むものとする。

(2) 二以上の國が一の關稅同盟を組織し、且つ、その同盟の全体に關する貿易統計が発表されるときは、当該統計が適用される地域は、その同盟を組織するすべての國の地域を合わせたものとする。

この規定は、關稅地域が隣接していない地域で構成されているときは、その關稅地域の全体に關する統計の代りに隣接しない地域に關する各別の統計を発表することを妨げるものと解してはならない。

(3) 「通過貿易」とは、次に定義するすべての直接及び間接の通過貿易の合計とする。

VI この條約が要求する国別の貿易統計表に示す統計地域は、この附屬書の第二編の表と対応しなければならぬ。

締結国のいずれの一国も、國際連盟事務総長に対し、変更があつた場合にその変更にかんがみてこの附屬書の第二編を修正するために必要な措置を執ることをいつても要請することができる。

第八條に定める専門委員会、その設置後できるだけすみやかに、国別の外國貿易統計に明示すべき個々の又は一括した統計地域に関する最少限度の表を作成しなければならぬ。但し、この最少限度の表の又は二以上の項目は、その全部又は一部を、当該一

項目(又は当該二以上の項目)に對應する項目でこの附屬書の第二編の表に掲げるものと替へることができる。

各種の貨物について当該貨物の貿易が行われる相手国を示す統計表においては、それらの国との貿易が重要でないときは、それらの国は「その他の諸国」という項の下に、それ以上に分類しないで一括することができる。

荷卸地選取船荷証券によつて委託される貨物及び「指図式」貨物は、「指図式委託」として別個に示さなければならぬ。

(2)金の條(銀行間の取引において受領されることが出来る形状のもの)及び(3)その他の金の輸入及び輸出を、重量及び価額の双方について、各別の表で示す統計表を作成しなければならぬ。

は、その港における船用燃料の貿易が重要である場合に於いてのみ前記の統計表に含まれなければならない。

(b) 輸出については、外國船舶に供給される船用品
(c) 微少な数量が輸入され、又は輸出される貨物で、その数量がこの特定の貨物の全貿易に比較して無視することができると認められるもの

第二編 国名表

(統計が適用される地域)

注 「包含地域」の欄に示すものは、「次のものからなる」という語がない限り、全部を盡すものではない。

番号	国名(統計地域)	包含地域
1	アルバニア	ユーゴスラヴィア
2	ドイツ	ユーゴスラヴィア及びミラテルベルグ(オーストリア關稅領外区域)
3	ヘリゴランド	次のものを除く。
4	バーデン關稅領外区域	ザール、ヘリゴランド及びバーデン關稅領外区域
5	アンドラ	次のものを除く。
6	オーストリア	リヒテンシュタイン、ユーグホルツ(ティ

7	ベルギー・ルクセンブルグ經濟同盟	ロール内部及びミッテルベルグ(ラオラルベルグ内部)
8	ブルガリア	次のものからなる。
9	デンマーク	(a) ベルギー
10	フェロー諸島	(b) ルクセンブルグ
11	ダンテツヒ自由市	次のものを除く。
12	エストニア	グリーンランド及びフェロー諸島
13	フィンランド	次のものを除く。
14	フランス	カナリー諸島、セウタ及びアンドラ
15	ギリシャ	モナコ、ザール
		次のものを除く。
		アルジェリア及びアンドラ
		クレタ、サモス、レムノス、キオス、ミティレーネ及びアトス山

[illegible]

82 81 80	79 78	77	76	75 74	73	72	71	70	69	68 67
モロッコ フランスの保護領 モロッコ タンジール アンダロシエ エジプト・スーダン	モロッコ スペインの衛地 及び地帯	エチオピア (すなわち、アビシニア) リベリア	エジプト	ポルトガル領 ティモール	ポルトガル の次の殖民地 地	ポルトガル の次の殖民地 地	ポルトガル の次の海外領土 オランダ領 インド	フランスの次の殖民地等 インドにおける フランスの属地	フランスの次の海外領土 オランダ領 インド	合衆国の次の属地 フィリピン
シナイ半島 次のものを除く。 アンダロシエ エジプト・スーダン	セウタ、メリリヤ、アルセマス、シャファリア ナス及びベニオン・デ・ラ・ゴメラ 次のものを除く。 タンジール			ゴア、ダマン及び ディウ ダイバ島及び コロニア島 オタツシ及び アンペノ(リフ、 ストラナ等)並 びにプロ・カン ビング島			オランダ領 ニュー・ギニア	シャンドルナ ゴール、マエ、 カリカル、ボン デ イシュリ及び ヤナオン アンナン、 トンキン、 コーチシナ、 カンボ ディア、ラオス 及び広州湾	(b) 連邦マレー 諸邦(ベラタ、 セラシゴール、 ネグリ・セン ピラン及び バベン) (c) 連邦でない マレー諸邦 (ケダ、ケラン タン、ペルリス、 トレンガヌ及び ジョホール)	

126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139		108	107	106	105
セシエル…………… スペインの次の殖民地等 リオ・デ・オロ……… カナリー諸島…………… スペイン領ギニア…………… フランスの次の殖民地、委任統治地域等 アルジェリア…………… チュニス…………… モリタニヤ…………… セネガル…………… フランス領スーダン…………… 上ヴォルタ…………… フランス領ニジエール…………… フランス領ギニア…………… アイヴオリ・コースト…………… ダホメ…………… フランスの委任統治下にあるトーゴランド…………… フランスの委任統治下にあるカメルーン…………… フランス領赤道アフリカ……………																		
 イタリーの次の殖民地……………																		

附屬諸島(アメリカ合衆国)

アドラル及びイフニ
リオ・ムニ、フェルナンド・ポ、アンナボ、コリスコ、大エレバイ及び小エレバイ

マカル及び附屬地の地区

(a) ガボン及び中央コンゴウベンギリシャ及びチャード(フランス領サハラ、カヌン及びワダイを含む。)
(b) オバック、タジュラー及びジブティ
ディエゴ・シアレス、サンクト・マリ、ノッヂ・ペー、マイヨット及び附屬諸島(アンジュアン、グランド・コモール、モーリエ等)

セント・ポール島及びアムステルダム島並びにクロゼ諸島
次ものを除く。
アダリー・ランド及びウィルクス ランド

昭和二十七年六月十一日 参議院會議録第五十号 國際連合の特権及び免除に関する國際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めの件外一併

145 144 143 142 141 140	139 138 137 136 135 134	133 132 131 130 129 128 127 126
コスタ・リカ キューバ ドミニカ共和国 グアテマラ ハイチ ホンデラス	北アメリカ アメリカ合衆国 アラスカ 英国の次の自治領 カナダ ニューファウンドランド デンマークの次の殖民地 グリーンランド フランスの次の殖民地 サン・ピエール・エ・ミクロン 中央アメリカ	リビア エリトリア イタリア領ソマリランド ポルトガルの次の殖民地等 ケープ・ヴェルデ諸島 ポルトガル領ギニア サン・トメ及びプリンシペ アンゴラ(すなわち、ポルトガル領西アフリカ) モザンビーク(すなわち、ポルトガル領東アフリカ) 次のものを除く。 (C)(b)(a) モザンビーク州 モザンビーク会社の地域 ポルトガル領ニアサ ジェネバ川及びキスマエ ビジャゴス(ビサゴス)及びボラマ カビンダ 次のものからなる。 (b)(a) トリポリタニア(トリポリ等) キレナイカ(ベンガジ、ジャラブ・オアシス等)

166 165 164 163 162 161 160	159 158 157 156 155 154 153 152 151 150 149 148 147 146
マルティニック オランダの次の海外領土 ガドループ フランスの次の殖民地 パナマ運河地帯 合衆国領ヴァージン諸島 ボルト・リコ 合衆国の次の地域等 英領ホンデラス トリニダード及びトバゴ 次のものからなる。 アンティグア(バード及びレッドランドを含む)、セント・キッツ・ネヴィス(アンギラを含む)、ドミニカ、セントセラット及び英領ヴァージン諸島(ソンプレロを含む)	メキシコ ニカラグア パナマ サルヴァドル 英国の次の殖民地 バルバドス パルマ バルバドス グレナダ ジャマイカ ケイマン諸島 タークス及びケイコス諸島 セント・ルシア セント・ヴィンセント リーワード諸島 モラント・ケーズ及びビードロ・ケーズ パナマ市及びコロンの次のものを除く。 パナマ運河地帯 附属諸島(マリ・ガラント、レ・サント、デジラード、サン・バルテレミ及びサン・マルタン北部)

昭和二十七年六月十一日 参議院會議録第五十号 國際連合の特権及び免除に関する國際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

一一一八

167 キユラソー アルバ及びボネール、セント・ユースタシアス、サバ並びにサン・マルタン南部	南アメリカ	168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 アルゼンティン ボリヴィア ブラジル チリ コロンビア エクアドル パラグアイ ペルー ウルグアイ ヴェネズエラ 英国の次の殖民地 英領ギアナ フォークランド諸島 フランスの次の殖民地 フランス領ギアナ オランダの次の海外領土 オランダ領ギアナ(すなわち、スリナム) 附屬諸島(南ジョージア、南オークニーズ、南シエトランズ、南サントウイッチ、グレーアムズ・ランド等) カイエンヌ	オセアニア	182 英国の次の自治領、殖民地等 オーストラリア タスマニア、ノーフォーク島、ロード・ハウ島及びマツカリ島 次のものを除く。 バプア(旧英領ニュー・ギニア)並びにニュー・ギニア及びナウルの委任統治地域 旧英領ニュー・ギニア ビスマルク群島(ニュー・ブリテン等)及び旧ドイツ領ソロモン諸島 ステューアート島、チャタム諸島並びに他の遠隔諸島、すなわち、ケルマデック、バウンティ、	186 クック諸島 アンティパデューズ、オークランド、キャンベール、ソランダー及びスネアーズ 次のものを除く。 クック諸島その他の附屬諸島、西部サモア、ロアス附屬島、ナウル及びユニオン(トケラウ)諸島 次のものからなる (a) クック群島(ラロトンガ、マンガイア、アティウ、ハーヴェー諸島、アイトウダキ、タクティア、ミティアロ及びモロク、すなわちバリ) (b) ニウ(サヴェジ島) (c) その他の附屬諸島(バーマーストン諸島、スワロー諸島、ディンジャリ、すなわち、アカバカ、ラカアンガ、マニヒキ、ペンリン、すなわち、トンガレヴァ及びナツソー) 次のものを除く。 ユニオン(トケラウ)諸島 ロトウマ オーストン島、フアニング島、クリスマス島及びワレントン島 次のものを除く。 ユニオン諸島(トケラウ) ビットケアン、デュシ、フェニックス群島、モイルデン、スターバツク、ジャラヴィス、バルマイラ、ペーカイ諸島(ハウランドを含む)及びカロリン島(フリンント及びダオストクを含む) ウエーク島	191 192 193 英国の保護領たるソロモン諸島 トンガ保護領(すなわち、フレンド諸島) その他の英領太平洋諸島	194 ナウル島(委任統治地域) 合衆国の次の地域及び属地 ハワイ グアム	195 196
---	--------------	---	--------------	---	--	---	--	----------------

第三編

1 この條約の第三條第二項に掲げ、且つ、更に次に示す統計表は、連続する十二箇月の期間について作成しなければならない。

2 これらの表は、その作成の対象となる地域の輸入及び輸出の貿易を形成する数種の物品に関するものでなければならぬ。その物品は、当該締約国が選定する。

3 輸入に関する表は、選定された各物品について比較のため次のものを示さなければならない。

(c)(b)(a) 原産国又は生産国
委託国又は仕出国
購買国

4 輸出に関する表は、選定された各物品について比較のため次のものを示さなければならない。

(c)(b)(a) 消費国
委託国又は仕出国
販売国

5 次に掲げる用語は、3及び4において、それぞれ次に定義する意味を有する。

「原産国又は生産国」という用語

は、天然産物については貨物が生産された国を、また、製造品についてはそれが輸入国に入れた時の状態に変形された国を意味し、改裝、仕分及び混合は、変形を構成しない。

「委託国又は仕出国」という用語は、貨物が運送中に荷卸しされたかどうかを問わず、中間国があるときはそこにおけるいかなる商取引も伴わないで輸入国に向けその貨物を最初に発送した国を意味する。

「購買国」という用語は、貨物の販売者がその営業を行う国を意味する。

「消費国」という用語は、貨物がその生産の目的である用途に供される国又はその貨物が変形、修繕若しくは加工の工程を経る国を意味し、改裝、仕分及び混合は、変形又は加工を構成しない。

「委託国又は仕出国」という用語は、貨物が運送中に荷卸しされたかどうかを問わず、中間国があるときはそこにおけるいかなる商取引も伴わないでその貨物の現実の発送を受けた国を意味する。

「販売国」という用語は、貨物の購買者がその営業を行う国を意味する。

6 前記の1に掲げる十二箇月の期間は、各国につき、おそくともこの條約が当該国について効力を生じた日の後の最初の一月一日から開始するものとする。

7 6に掲げる十二箇月の期間の満了後できるだけすみやかに、当該締約国は、第八條に掲げる専門家

197	198	199	200	201
アメリカ領サモア……… フランスの次の植民地 オセアニアにおけるフランス領 植民地	ニュー・カレドニア………	次の英国・フランス共同統治 地域 ニュー・ヘブリディーズ……… 日本国の次の委任統治地域 太平洋諸島のうちの日本国委任 統治地域		
トゥトゥイラ	次のものからなる。 ソサイエティ諸島(タヒタイ等)、タヒタイの リーワード諸島(フアヒース、ライアティア、 ボラリボラ等)トゥアモトゥ(マカティア等)、 ガンビア、マルキエーサス、オーストラルの諸 島(トゥブアイ等)、ラバ島及びクリバートン 島	附属地、すなわち、バイン島、ウォリス群島、 ロイヤルティ諸島、チエスタフィールド群島、 フォン諸島、ウォールポール島、フトウナ及び アロフィ	バンクス群島及びトリス群島 次のものからなる。 (a) マーシャル諸島 (b) 東カロリン諸島 (c) 西カロリン諸島(ベリニー諸島、すなわ ち、パラオ諸島を含む) (d) マリアナ(ラドローン)諸島。但し、グ アムを除く。	

202	203	204	205	206	207	209
北極地方……… スピッツベルゲン及びグリーンランド並びに ロシア領及びカナダ領の地領 ロシア領、アデリー・ランド及びウイルク ス・ランド 次のものを除く。 グレーアムズ・ランド	南極地方………	北方捕鯨業 南方捕鯨業 遠洋漁業	漁業	船用品	外国船舶用品(選択的とし、 且つ、輸出の場合のみとする。)	「指図式」 「指図式」(輸出の場合のみとする。)
次のものを除く。 スピッツベルゲン及びグリーンランド並びに ロシア領及びカナダ領の地領 ロシア領、アデリー・ランド及びウイルク ス・ランド 次のものを除く。 グレーアムズ・ランド		次のものを除く。 捕鯨業		船用燃料及び他のすべての船用品	荷卸地選択船荷証券で委託される貨物又は 「指図式」貨物	「購買国」という用語は、貨物の 販売者がその営業を行う国を意味 する。 「消費国」という用語は、貨物が その生産の目的である用途に供さ れる国又はその貨物が変形、修繕 若しくは加工の工程を経る国を意 味し、改裝、仕分及び混合は、変 形又は加工を構成しない。 「委託国又は仕出国」という用 語は、貨物が運送中に荷卸しされ たかどうかを問わず、中間国があ るときはそこにおけるいかなる商

昭和二十七年六月十一日 参議院會議録第五十号 國際連合の特種及び免除に關する國際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

委員會に對し、3及び4に掲げる各分類方法について試験中に認められたすべての種類の長所及び欠点を記載した報告書を提出しなければならぬ。

8 専門家委員會は、報告書の受領の時にその国についてこの條約が効力を生じている国の半数から報告書を受領した日、後三箇月以内に、それらの報告書に關する委員會の審査の結果を示す覽書を提示しなければならぬ。その覽書は、補足協定を締結する目的で締約国の政府に送付される。

第二附屬書

水産統計

(第四條参照)

水産統計は、次のものを示さなければならぬ。

1 当該國に直接に水揚げされたすべての海面漁業生産物(すべての種類の甲かく類、軟体類及び貝類を含む)の数量及び価額で主要魚種の別に示されるものと並びにそれらの生産物を水揚げした船舶の國籍、統計表には、また、できれば且つ実施可能な限り、内水面漁業に關する同様の情報を含むものとす。

2 他國から輸入され、及び他國に輸出された前記の漁業生産物の数量及び価額

3 できれば、当該國で加工された主要な種類の漁業生産物の数量

4 できる限り、水揚げの場所のいかんを問はず内國船舶により捕獲された魚類の数量及び收穫された養殖生産物の数量

5 できる限り性別により及び漁業

が主たる業務であるか又は従たる業務であるかにより分類された漁業従事者数

6 海面漁業及びできれば内水面漁業に使用される内國船舶の隻数及び種類

7 できる限り、当該國に水揚げされた漁業生産物の採捕された場所及びその漁業生産物の採捕に費された期間

第三附屬書

鉱物及び金の統計

(第五條参照)

第一編 鉱物及び金のすべての統計に適用される一般規定

1 鉱物生産物の統計表は、別段の定めがない限り、鉱山、採石場等から採掘される原鉱物に關するものでなければならぬ。

2 統計表は、各原鉱物について重量による總生産高及び次のものを示さなければならぬ。

(a) 各金屬礦物については、それらに含有される各金屬の重量

(b) 金屬礦物以外の各礦物については、各主要成分(第八條に掲げる専門家委員會又は各主要成分の決定のために設置される小委員會が決定するもの)の重量

3 統計表は、國全体の生産高のみでなく主要産出地方の生産高も示さなければならぬ。

4 重量がメートル・トン以外の單位で示されるときは、使用する單位及びそのメートル・トンとの關係を明らかに示さなければならぬ。

5 この附屬書に規定する正確な資料を作成することができない場合には、重要な生産について推定を示さなければならぬ。

第二編 特別規定

A 非金屬礦物

I 石灰

統計表は、石灰及び重灰(洗灰及び選灰の後に生ずる使用することができない残滓を除く)の純重量を示さなければならぬ。

1 次のものを示す毎月の統計表

(a) 石灰及び(b)重灰の總生産高

月間操業日数

坑内及び坑外の従業員(管理、技術及び事務の職員を除く)の平均数

2 次のものを示す毎年の統計表

(a) 石灰及び(b)重灰の總生産高

コークス、石灰の煉灰及び重灰の煉灰の總生産高(煉灰事業所以外の事業所の總生産高を含む)

(a) 坑内及び(b)坑外の従業員の平均数並びに(c)坑内及び坑外の従業員の總数並びに、できれば、男女の別、成年者及び未成年者の別、現場従業員(監督に従事する者を含む)並びに管理、技術及び事務の職員の別による内訳

I その他の非金屬礦物

統計表は、すべての鉱山、採石場その他の作業場から採掘される礦物の總生産高並びに、加里及び礫質の

ような礦物の場合には、主要成分の總重量を示さなければならぬ。

B 鉄礦

次の統計表を作成しなければならぬ。

1 次のものを示す毎月の統計表

(a) 總生産高

(b) 従業員の平均数(この数字に管理、技術及び事務の職員が含まれていないかどうかを記載しなければならぬ)

2 次のものを示す毎年の統計表

(a) 磁鉄礦、赤鉄礦、炭酸鉄礦、含マンガン鉄礦、含クロム鉄礦及び含ニッケル鉄礦の各項目別による鉄礦及びその含有鉄の總生産高

なお、含マンガン鉄礦、含クロム鉄礦及び含ニッケル鉄礦に含有されるマンガン、クロム及びニッケルの重量も示さなければならぬ。硫化鉄礦のばい焼から生ずる鉄礦の明細で總重量及び含有鉄の總量を表わすものを求め、且つ、示すように努力しなければならぬ。

(b) 従業員の平均数(この数字に管理、技術及び事務の職員が含まれていないかどうかを記載しなければならぬ)

併含有量により鉄礦を種類別に分類する場合に、この問題は、この附屬書の第一編2(b)に定める委員會に付託されるものとする。委員會は、また、含マンガン鉄礦、含クロム鉄礦及び含ニッケル鉄礦の定義を定めるように要請される。委員會は、國際商業會議所がジュネーヴ會議に提出した報告書に掲げる同會議所の

提案に注意を拂わなければならぬ。

C 非鉄金屬礦物

統計表は、次のものを示さなければならぬ。

(a) すべての鉱山、採石場その他の作業場から採掘される礦物の總生産高及び含有金屬の總重量

(b) 従業員の平均数(この数字に管理、技術及び事務の職員が含まれていないかどうかを記載しなければならぬ)

(i) 金屬

I 鉄及び鋼

(a) 鉄 鋼 鋼鉄 鋼鉄の統計表を作成しなければならぬ。

(a) 次のものを示す毎月の統計表

「マタイト」鋼鉄(この附屬書の第一編2(b)に掲げる委員會は、この種類について煉の限度を定めるように要請される。委員會は、國際商業會議所の前記の報告書に掲げる同會議所の提案に注意を拂わなければならぬ)

(b) 鋼 鋼鉄 鋼鉄の統計表

前記の(a)に掲げる項目別の總生産高及び、フェロロイについて、その各種類(すなわち、フェロロイシリコン、フェロロイマンガン等)の生産高とともに示す毎月の統計表

(c) 鋼鉄の生産用として現存する炉の数を高炉、電気炉その他の製造方法別により示す毎年の統計表

鋼鉄の生産用として現存する炉の数を高炉、電気炉その他の製造方法別により示す毎年の統計表

前記の項目別により現存の炉の数及び操業中の炉の数を各別に示す毎月の統計表

(d) 鉄鋼の製造に用いられる鉄鋼及びマンガン鉄並びにくず鉄の数量のできる限り完全な毎年の統計表。マンガン鉄の定義は、この附属書の前記の第一編2(b)に掲げる専門委員会が定める。

(ii) 鋼及びパッドル鉄鋼、次の統計表を作成しなければならない。

(a) (1) 鋼塊及び(2) 炉から出されたままの鑄鉄を各別に示し、且つ、各場合に次の製造方法別により生産高を示す鋼の生産高の毎月の統計表

平炉 (シーメンス・リバーティン) 法 (a) 酸性 (b) 塩基性 転炉法 (a) 酸性 (b) 塩基性 電気炉法

その他の方法 (鋳からの直接の製造方法を含む)。

(b) パッドル鉄鋼の生産高の毎月の統計表

(c) 鋼及びパッドル鉄鋼の生産高として国内に現存する鋼、転炉等の数を(a)に列記する製造方法別により示す毎年の統計表

(d) 含炭量塩基性鋼の総生産高の毎年の統計表

(e) 鋼塊、炉から出されたままの鋼鋼及びパッドル鉄鋼の生産に消費される(1) 鉄鋼及び(2) くず鉄を(a)に列記する製造方法別により示すできる限り完全な毎年の統計表

(f) 半製品及び製品のできる限りの統計表

詳細な毎月の統計表。この附属書の前記の第一編2(b)に掲げる委員会は、このために、(1) 最小限度として必要と認められる種類及び(2) 望ましいと認められる追加種類を示す表からなる適当な分類表を作成する。委員会は、国際商業会議所がジュネーヴ会議に提出した報告書に掲げる同会議所の分類表に注意を拂わなければならない。

II その他の金属

総製錬高を示す毎年の統計表を作成しなければならない。

第四附属書

工業生産のセンサス (第六條参照)

1 調査の期間

調査事項は、一般に暦年に関するものでなければならない。但し、決算書が十二月三十一日以外の日に終る一年について作成される企業の場合には、調査事項は、センサスの対象となる暦年内に大部分が含まれる事業年度に関するものでなければならない。

2 調査の範囲

(a) 工業生産のセンサスは、工業活動のすべての部門(建築その他の建設作業並びに鉱業及び金業を含む)を包含しなければならない。

(b) 一方製造工業と地方農業、漁業、運輸業又は商業との境界にある事業(たとえば、酪農業、羊毛洗上業、と殺業、製材業、包装業等)については、作業の性質及び組織並びに工程が農業、運輸業等の特性よりも工業の特性を有するかどうか、従つて、その事業が工業生産のセンサスの範囲内に入るかどうかを各場合について決定することが必要である。

かど、従つて、その事業が工業生産のセンサスの範囲内に入るかどうかを各場合について決定することが必要である。

3 調査の限界

(a) 原則として、調査事項は、センサスに包含される工業(前記の2参照)のすべての事業所について、それが人若しくは法人により、株式会社若しくは組合組織により、又は国若しくは地方行政庁により所有されているかどうかを問わず、確保されなければならない。

(b) きわめて小規模の事業所については、信頼性のある適当な情報入手に關し特別の困難があることにかんがみ、これらの事業所の生産高の統計が当該工業の生産高に比較して重要性が小さいときは、これらの事業所について要求される調査事項が最も簡単な資料に局限されること、また、当該工業に関する統計の数字が、大規模の事業所について調査された事項に、前記の資料から得られる最善の基礎に基いて作成された小規模の事業所に関する統計の推定を加えて作成されることを勧告する。推定の数字は、他の数字と区別して示さなければならない。

小規模の事業所、特に、家内工業の総生産高の当該工業の生産高に対する割合が大きくて前記の推定の方法では充分に処理されない場合には、小規模の事業所に関する調査事項は、選択された代表的事業所に限つて行つて特別調査の方法により調査することが有利である。

(c) 修理及び仕上げの作業並びに顧客が供給する材料に加えられる作業は、(b)の条件が適用される場合を除く外、センサスに含まれない。

4 調査の単位

調査事項は、個々の事業所に関するものでなければならない。一企業が別個の事業所において数種の工業を営む場合には、調査事項は、これらの各事業所について各別のものとしなければならない。同一の作業場又は工場において二以上の部門の工業が営まれ、各部門について各別の会計を維持するのを通例とし、且つ、各部門が当該国において通常各別に営まれる場合には、調査事項は、各部門について各別のものとすることが望ましい。

もつとも、この会計の分離は、主たる事業所に従属する小部門、たとえば、当該事業所の主たる業務に關連して使用される車両の修理に従事する部門については、必要と認められない。

5 主要な調査項目

A 生産物及び費用

調査の結果として、異なる事業所における同一製品に関する重複記録及び製造過程において進出された価値の決定に関する重複記録が除去されるようにするために、次の事項が調査されなければならない。

(a) 生産物 数量の合理的記載のためには各種の生産品目を個々に又はきわめて小さい群に分けてすべて列記することを必要とするような性質を有する生産物について

は、数量に関する事項を省略して価額のみで示すことができる。

センサスの対象となる国又は地方の経済生活に相当の重要性を有する各種の生産物については、各別の調査事項を設けなければならない。各種の生産物の細別は、その性質に適する単位によりその数量を記載することができるようになり、十分に詳細に行われなければならない。

調査されるべき各生産物の価額は、生産者又はその被用者が購買者に引き渡す時及び場所における現金拂いの価額でなければならない。当該年度の始め及び終における製造工程中の仕掛品は、センサスのための評価の日までに当該仕掛品に使用された原材料及び加えられた作業を基礎として評価されなければならない。製造された年度の終までに売却されない製品は、当該年度の終におけるその製品の市場価格で計上されなければならない。

同一の所有に属する一事業所から他の事業所に移転される製品で前記の4に従つて各別の事項が調査されるものは、移転の時のその製品の市場価格で記録されなければならない。

(b) 使用材料 前記の(a)に明記する原則に従つて列記される製品の生産に使用された材料の数量及び価額は、その生産に使用された建物及び設備の修理が当該事業所の従業員によつて行われたときは、その修理に使用された材料を含むものでなければならない。会計年度

昭和二十七年六月十一日 参議院會議録第五十号 國際連合の特権及び免除に關する國際連合と日本國との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

B 生産の要素

(a) 人員

センサスに包含される期間における延労働時間数の記録が得られる場合には、その記録は、当該工業において使用される労働量の統計の最良の基礎を供給するものである。この性質の調査事項が得られないときは、平均従業者数を調査することが望ましく、この目的にかんがみ、信頼性のある平均数を算出することができよう。に当該年度中に充分にひんぱんに従業者数を求めなければならない。従業者数は、成年者及び兒童の別並びに男女の別により調査しなければならない。また、管理の職員及び現業員を各別に示す事項は、事業の規模がこの職務区分を必要とするものであるすべての場合に望ましい。管理の職員に關する数字は、業務に當る所有者を含む経営管理の職員、事務の職員及び技術の職員(たとえば、機械工場の製図工)を含むものでなければならない。

(c) 外部に委託された作業 センサスに含まれる各事業所については、他の調査事項との比較のために、他の事業所に委託された作業の価額及びできれば数量を示さなければならない。示されるべき価額は、行われた作業に対する支拂額とする。

(d) 減価償却費 建物及び設備の損耗及び減価に關する適当な経費の調査は、生産の完全な調査には不可欠の要素を形成するが、通常のセンサスの手続により得られる集団統計に基いては、経験上、実行不可能ではないが困難であると認められる。この項目に關する情報は製造過程において造出された価値の満足な決定のために望ましいので、減価償却について行われる適当な除外は、各主要工業について、典型的な場合に關する特別調査により概算的に調査されなければならない。

(b) 設備 工業の機械設備に關する調査事項は、作業場及び工場で使用される原動機馬力又はキロワット数を原動機の主要な種類(蒸気、ガス、石油、水力、電気等)に區別して示さなければならない。

各種の工業については、使用される機械の種類で各場合に当該工業に最も特有なものに關する事項が望ましい。

調査事項に關する年度中常時運轉される機械は、常時運轉されない機械と區別されなければならない。

(c) 賃金 賃金に關する調査事項は、工業生産のセンサスにおいて不可欠の要素ではないが、センサスの年度に關する賃金及び給料として支拂われた額の統計を調査することは、きわめて重要である。この追加情報は、センサスの結果から引き出される結論の価値を大いに増加する。

(d) 工業に投じられた資本 工業に投じられた資本に關する情報は、減価償却について行われる概算的控除、生産能力その他の事項の決定のために大いに有効である。但し、生産のセンサスは、必ずしも、この項目に關する充分な情報を得る方法としてすべての因において役立つものではない。

6. 得られた情報の秘密の保護 個々の事業に關する詳細事項の秘密は、センサスに従事する者により保護されなければならない。公の利益は、最も重要なものであるが、提供された情報の特定の項目を公表すること又はセンサスに従事する者以外の者に通報することが私の利益に及ぼす影響については、妥當な考慮を拂わなければならない。センサスに必要な書類の収集を認める法令が秘密の侵害に對する罰則を設けることが望ましい。

7 センサスの周期

工業生産のセンサスは、十年以内の期間ごとに繰返されることが望ましい。このセンサスが短い期間(たとえば、二年以内)ごとに繰返されない場合には、当該國の主要な工業の総生産高の毎年又は毎月の調査事項は、中間の期間における情勢を判断する基礎として、及びセンサスの年度の景気循環に對する關係を決定するために、役立つものである。

8 部分的センサス

生産の一般的センサスを行わないで一定の生産物の生産高の数量及び価額による統計を得ようとする因については、前記の1、3、4、5 A及び5 A(b)に掲げる原則を適用することが提案される。

第五附屬書

工業活動の指數

(第七條参照)

I 工業活動の変化に關する統計表は、各種の工業の技術的條件が許す限り、価額によつてのみでなく、数量によつて生産高を示さなければならない。

II 数量及び価額に關する資料を入手することができないときは、工業活動の他の指數が提供されなければならない。また、前記の資料が提供されたときも、その追加として当該指數が提供されなければならない。

これらの他の指數のためには、生産の各種の要素に關する次の種類の資料を使用しなければならない。但し、統計表の正確な解釈を確保するため、第四附屬書に掲

げる制限に従わなければならない

(a) 当該工業に使用された原料

(b) 作業中の設備及び、必要があるときは、この設備とすえ付けられた全設備との關係(高炉、機械運轉時間數、紡績運轉時間數等)

(c) 使用された動力(キロワット時、馬力、動力発生に使用された石炭の数量等)

(d) 実際に使用された従業者(現業員及び管理の職員の數、労働日數、労働時間數、總支拂賃金額)

II この外、次の情報は、指數に關する期間の生産に直接には關係しないが、提供することが有益である。

(a) 受注高(当該期間中に注文された製品の価額及びできる限りその数量)

(b) 当該期間中における販売の数量及び価額

(c) 当該期間の終における未履行の注文の数量及び価額

III に明記する情報は、I及びIIに掲げる資料が特定の工業について得られないときは、特に必要である。

IV 國際的比較のためには、次の工業が相當に重要である因においては、最初にこれらの工業に關する生産高の統計表及び指數を求めることが便宜である。

1 鉄業(原油、石炭その他の燃料及び金屬礦物その他の礦物)

2 や金工業

(a)	製鉄及び製鋼
(b)	鍛造、圧延及び製線（鉄及び鋼）
(c)	鑄造、圧延及び製線（その他の金属）
3	次の機械工業
(a)	造船（鋼）
(b)	機関車
(c)	鉄道車両
(d)	自動車類
4	繊維工業（紡織）
(a)	綿
(b)	羊毛
(c)	絹
(d)	人絹
(e)	麻
(f)	大麻（フオルミウムを含む）
(g)	黄麻

諸国における重要な工業の生産高の国際的比較のため、及び各国の全工業活動を充分に評価するために、前記の工業の外、次の工業又はそのうち当該国における重要性及び関係資料の入手可能性によつて選択される一定の工業に関する生産高の統計表を作成しなければならない。

1 消費税を通常課せられる工業

(a) 醸造

(b) 酒類飲料の蒸り、ゆり、たばこ製造

(c) 砂糖の製造及び精製

(d) マツチ製造

2	製粉
3	搾油
4	石けん製造
5	なめし皮製造
6	くつ製造
7	石油精製
8	人造肥料製造
9	ウッドリペル製造
10	紙及び板紙の製造
11	ガラス器製造
12	セメント製造
13	れんが及びタイルの製造

V 生産数量の統計表は、毎月作成しなければならない。数量に関する直接の資料を毎月求めることができないときは、その数量の変化の指数を求めなければならない。この場合には、生産数量の統計表は、毎年求めなければならない。

VI 政府の機関の統計を補足するために、公私の自治団体、学術上の施設及び産業上の施設又は団体に對し、I から V までに掲げる種類の統計を作成することを奨励するよう努力しなければならない。

VII 統計資料を求められた者に対しては、提供された詳細事項に関する秘密が充分に保護されることを保障する措置を執らなければならない。

VIII 各工業について公表される表は、当該工業の性質（生産される主要な製品及び製造方法）を正確に定義し、並びに全工業が当該統計に包含されるかどうか及び、包含されない場合には、当該統計が全工業の大体どれだけの部分に関するものであるかを明示しなければならない。生産のセンサスから得られる結果は、このために利用されなければならない。毎年の統計を作成する形式がセンサスの形式と異なるときは、その相違を説明するために注釈を付けなければならない。

得られる結果は、このために利用されなければならない。毎年の統計を作成する形式がセンサスの形式と異なるときは、その相違を説明するために注釈を付けなければならない。

千九百二十八年十二月十四日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際協約を改正する議定書及び附屬書

千九百二十八年十二月十四日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際協約を改正する議定書

この議定書の当事国は、千九百二十八年十二月十四日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際協約に基いて国際連盟が一定の義務及び任務を與えられていたが、国際連盟の解体の結果これらの義務及び任務の継続的履行のために措置を執る必要があることを考慮し、また、今後国際連盟がこれらの義務及び任務を履行するのが便宜であることを考慮して、ここに、次のとおり協定する。

第一條 この議定書の当事国は、当事国の間においては、この議定書の規定に従つて、前記の協約の改正でこの議定書の附屬書に掲げるものに完全な法律上の効力及び効果を付與し、且つ、これを正當に適用することを約束する。

第二條 事務総長は、この議定書に従つて改訂された協約の本文を作成し、且つ、国際連盟のすべての加盟国並びに国際連盟のすべての非加盟国でこの議定書がその署名及び受諾のために開放されているものの政府に参考として謄本を送付する。事務総長は、また、前記の協約の当事国に對して、この議定書の当事国となること、また、改正が効力を生じた場合に前記の協約の改正本文を適用するように勧誘する。

第三條 この議定書は、事務総長から署名又は受諾のためにこの議定書の謄本を送付された経済統計に関する千九百二十八年十二月十四日の協約の当事国のいずれによる署名又は受諾のためにも開放されている。

第四條 国は、次の方法によつてこの議定書の当事国となることができる。

(a) 受諾に関する留保を付けない署名

(b) 受諾に関する留保を付けた署名及びその後の受諾

(c) 受諾は、国際連盟事務総長に正式文書を寄託することによつて行われる。

第五條 この議定書は、二以上の国がその当事国となつた日に効力を生ずる。この議定書の附屬書に掲げる改正は、十五国がこの議定書の当事国となつた時に効力を生ずる。従つて、この改正が効力を生じた後に協約の当事国となる国は、改正された協約の当事国となるものとする。

第六條 国際連盟事務総長は、国際連盟憲章第二條一及び同項の実施のため

に總會が採択した規則に従い、この議定書及びこの議定書によつて協約に加えられる改正をそれぞれの効力発生の日に登録し、並びに登録の後でできるだけすみやかに議定書及び経済統計に関する千九百二十八年十二月十四日の協約の改訂本文を刊行する権限を與えられる。

第七條 中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文をひとしく正文とする。この議定書は、国際連盟事務局の記録に寄託する。附屬書に従つて改正されるべき協約が英語及びフランス語のみによつて行われている、附屬書の英語及びフランス語の本文をひとしく正文とし、中国語、ロシア語及びスペイン語の本文は、原文とする。附屬書を含む議定書の謄本は、事務総長が経済統計に関する千九百二十八年十二月十四日の協約の各当事国及び国際連盟のすべての加盟国に送付する。

以上の証として、下名は、各自の政府からこのために正當に委任を受け、各自の署名に對して掲げる日に、この議定書に署名した。

千九百四十八年十二月九日にパリで作成した。

千九百二十八年十二月十四日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際協約を改正する議定書の附屬書

第二條 A 中「万国農事協會」を「国際連盟食糧農業機關」と置き替へる。

第八條 次のように改める。

経済社会理事會は、この協約及び

昭和二十七年六月十一日 参議院會議録第五十号 國際連合の特権及び免除に關する國際連合と日本國との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

その附屬文書の規定に基いて同理事會に委託される特別の任務の外、この條約に掲げる種類の統計に關しこの條約に規定される原則及び取極を改善し、又は補充するため、有益と認められる提案をすることができ、理事會は、また、類似的性質を有する他の種類の統計で國際統計性を確保することが望ましく、且つ、実行可能であると認められるものに関し、提案をすることができ、理事會は、同様の目的を有するすべての提案でいずれかの締約國の政府により理事會に付託されるものを審議する。

經濟社会理事會は、いつでも、この條約の當事國の半数以上により希望が表明された場合には、この條約の改正のため及び望ましいと認められるときはその拡充のため、會議を招集することを要請される。

第十條第一項中「第八條に掲げる專門家委員會」を「經濟社会理事會」と置き替へる。

同條第二項中「委員會」を「理事會」と置き替へる。

第十一條を次のように改める。

締約國は、署名、批准又は加入の際に、この條約の受諾により自國の殖民地、保護領若しくは海外領土又は自國が施政権者として行動するすべての信託統治地域の全部又は一部に關しいかなる義務も負うものではない旨を宣言することができる。この場合には、この條約は、その宣言で指定するいずれの地域にも適用されない。

締約國は、その後いつでも、前項に基く宣言で指定した自國の地域の全部又は一部にこの條約を適用することを希望する旨を國際連合事務總長に通告することができる。この場合には、この條約は、國際連合事務總長がその通告を受領した日後一年で、その通告で指定するすべての地域に適用される。

締約國は、第十六條に掲げる五年の期間の満了後、いつでも、自國の殖民地、保護領若しくは海外領土又は自國が施政権者として行動するすべての信託統治地域の全部又は一部にこの條約を適用しないこととすることを希望する旨を宣言することができ、この場合には、この條約は、國際連合事務總長がその宣言を受領した日後六箇月で、その宣言で指定する地域に適用されないこととなる。

國際連合事務總長は、本條に基いて受領したすべての宣言及び通告を國際連合のすべての加盟國及び事務總長がこの條約の附本を送付した非加盟國に通知する。

第十二條第二項を次のように改める。

この條約は、批准されなければならない。この條約を改正するためにパリで署名された議定書の効力発生の日以後は、批准書は、國際連合事務總長に送付されるものとする。事務總長は、その受領を國際連合のすべての加盟國及び事務總長がこの條約の附本を送付した非加盟國に通知する。

第十三條を次のように改める。

國際連合の加盟國又は經濟社会理事會がこの條約を正式に送付することと決定する非加盟國は、この條約を改正するためにパリで署名された議定書の効力発生の日以後、この條約に加入することができる。

加入書は、國際連合事務總長に送付されるものとする。事務總長は、その受領を國際連合のすべての加盟國及び事務總長がこの條約の附本を送付した非加盟國に通知する。

第十五條中「國際連盟事務總長」を「國際連合事務總長」と置き替へる。

第十六條第一項中「國際連盟事務總長」を「國際連合事務總長」と置き替へる。

同條第二項を次のように改める。

を改正するためにパリで署名された議定書の効力発生の日以後、この條約に加入することができる。

加入書は、國際連合事務總長に送付されるものとする。事務總長は、その受領を國際連合のすべての加盟國及び事務總長がこの條約の附本を送付した非加盟國に通知する。

第十五條中「國際連盟事務總長」を「國際連合事務總長」と置き替へる。

第十六條第一項中「國際連盟事務總長」を「國際連合事務總長」と置き替へる。

同條第二項を次のように改める。

この條約は、批准されなければならない。この條約を改正するためにパリで署名された議定書の効力発生の日以後は、批准書は、國際連合事務總長に送付されるものとする。事務總長は、その受領を國際連合のすべての加盟國及び事務總長がこの條約の附本を送付した非加盟國に通知する。

第十三條を次のように改める。

國際連合の加盟國又は經濟社会理事會がこの條約を正式に送付することと決定する非加盟國は、この條約を改正するためにパリで署名された議定書の効力発生の日以後、この條約に加入することができる。

加入書は、國際連合事務總長に送付されるものとする。事務總長は、その受領を國際連合のすべての加盟國及び事務總長がこの條約の附本を送付した非加盟國に通知する。

第十五條中「國際連盟事務總長」を「國際連合事務總長」と置き替へる。

第十六條第一項中「國際連盟事務總長」を「國際連合事務總長」と置き替へる。

オーストラリア
ジョン・A・ビースレー
千九百四十八年十二月九日

ベルギー王國
ボリヴィア
ブラジル
ビルマ連邦
ビルマ國会の受諾を條件として
ミヤ・セイ
千九百四十八年十二月九日

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和國
カナダ
レスター・B・ピアソン
千九百四十八年十二月九日

中国
コロムビア
コスタ・リカ
キューバ
チエコ・スロヴァキア
デンマーク
グスタフ・ラスムッセン
受諾を留保して
千九百四十八年十二月九日

ドミニカ共和國
エクアドル
エストニア
A・M・カシヤバ
千九百四十八年十二月九日

サルヴァドル
エチオピア
フランス
政府の承認を條件として
モーリス・シュエマン
千九百四十八年十二月九日

ギリシャ
C・ツアルダリス
後の受諾を留保して
千九百四十八年十二月九日

グアテマラ
ハイチ
ホンデュラス
アイスランド
インド
ジャマ・サヒブ・オヴ・ナワナ
ガル
B・シヴァ・ラオ
留保を付けて
千九百四十八年十二月九日

アフガニスタン
アルゼンティン

イラン
イタリア
レバノン
リベリア
ルクセンブルグ大公國
メキシコ
オランダ王國
政府の承認を條件として
千九百四十八年十二月九日

ニール・ジョーランド
ニカラガ
ノールウェー王國
批准を條件として
千九百四十八年十二月九日

パキスタン
パナマ
パラグアイ
ペルー
フィリピン共和國
ポランド
サウディ・アラビア
シヤム
スウェーデン
スウェーデン・グラフィストウレ
千九百四十八年十二月九日

シリア
トルコ
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和國
南アフリカ連邦
W・G・バーミンガム
千九百四十八年十二月十日

ソヴィエト社会主義共和國連邦
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國
P・C・ゴードン・H・ウォーカー
千九百四十八年十二月九日

アメリカ合衆國
ウルグアイ
ヴェネズエラ
イエメン
ニューギニアラヴィア
アイルランド
ブルガリア
フィンランド
イタリア
ポルトガル

千九百四十八年十二月九日

千九百四十八年十二月九日

千九百四十八年十二月九日

千九百四十八年十二月九日

千九百四十八年十二月九日

ルーマニア

スイス

この議定書の第四條(b)に従い、
後の受諾を留保して
C・ブルクハルト
千九百四十八年十二月九日

〔有馬英二君登壇、拍手〕

○有馬英二君 只今議題となりました
国際連合の特権及び免除に関する国際
連合と日本国との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件につきまして、
外務委員会の審議の経過と結果を御報
告申し上げます。

政府側の説明によりますと、国際連
合は、特に朝鮮における任務遂行のた
めに、国際連合朝鮮統一復興委員会及
び国際連合朝鮮再建局を設置し、前者
を朝鮮に駐在させ、後者には再建救済
の事業を朝鮮で行わせています。国際
連合では、以上の二機関の任務を容易
にするために、日本に事務所を設け、
国際連合加盟国の代表者並びに国際連
合及びその専門機関の役員及び専門家
を我が国に駐在させ、又は我が国を
通過させる必要があることを認めて
おります。又国際連合憲章第五條
は、国際連合は任務の遂行に必要な外
交官の特権及び免除を各加盟国におい
て享有することを規定しております。
我が国は、国際連合への協力の方針に
鑑み、国際連合からの本件協定締結の
申出に際し、前記の協定に準じて特権
及び免除を認めることとして、昨年十
月以來国際連合側との間に交渉を進
め、その結果、本年四月末交渉が妥結
し、案文の確定を見たので、ここに協
力の締結について国会の承認を求め
るのであります。

本件は去る六月七日、本委員会に付

託され、五月二十日予備審査、六月十
日と、二回の審議をいたしましたことが、
質疑応答の詳細は会議録に譲るものと
いたします。かくて質疑終了の後、討
論を経て採決をいたしましたところ、
全会一致を以て政府提案通り承認すべ
きものと決定いたしました次第でありま
す。

以上御報告申し上げます。

次に千九百四十八年十二月十四日に
ジュネーヴで署名された経済統計に関
する国際規約、議定書及び附屬書並び
に千九百四十八年十二月十四日ジュネー
ヴで署名された経済統計に関する国際
規約を改正する議定書及び附屬書の締
結について承認を求めるの件につき、
外務委員会における審議の経過と結果
を御報告申し上げます。

経済統計に関する国際規約、議定書
及び附屬書は、統計の利用によつて世
界全体及び各国の経済的情勢及び発展
を知ることを目的とし、このため一定種
類の経済統計の作成及び発表並びに一
定の統計表の統一的制作方法の一般的
採用を確保することを趣旨として、一
九二八年十二月十四日にジュネーヴで
成立いたしましたものであります。我が
国もこの規約の趣旨に賛成いたし、各
国と共に、規約、議定書及びこの規約
の作成のために開催された経済統計に関
する国際会議の最終議定書に署名いた
してあります。その後、我が政府は、
昭和五年及び七年の二回に亘り批准方
を要請いたしましたがいずれの際も
内閣の更迭に会い、批准に至らず、国
際情勢の複雑化と共に、本規約の批准
を見合せるうち、今次大戦に至つたわ
けであります。この規約は、統計の作
成及び発表の義務、統計表の相互交換

の義務、作成すべき統計の種類、統計
作成の方法、専門委員会等の任務等を
定めておりますが、戦後、国際連盟が
解体されましたため、この規約が連盟
に與へていた一定の義務及び任務を国
際連合に引継がせることといたし、こ
の目的を以て改正議定書及び附屬書が
作成され、一九四八年十二月九日にパ
リで成立いたしました次第であります。

この改正によつて、例えば右の専門家
委員会の任務は国連経済社会理事会が
引継いでおります。

この規約及び改正議定書に加入すれ
ば、国際的に統一された方法によつて
作成発表された関係各国の一定種類の
経済統計を入手し、各国の経済情勢を
共通の基礎において比較対照すること
が可能となります。又我が国は、昨年
九月八日、サンフランシスコにおいて
この規約及び改正議定書に加入するこ
とを宣言いたしてありますことは御承
知の通りであります。

外務委員会は、五月二十日及び六月
十日の二回に亘つて審議を行い、採決
を行いましたところ、全会一致を以て
原案通り承認すべきものと決定いたし
た次第であります。

右報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言も
なければ、これより兩件の採決をいた
します。

同件を問題に供します。委員長報告
の通り承認を與えることに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認
めます。よつて同件は全会一致を以て
承認することに決しました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程

の順序を変更して、日程第十より第二
十一までの諸議及び日程第五十七より
第六十六までの陳情を一括して議題と
することに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと
認めます。先ず委員長の報告を求めま
す。外務委員長有馬英二君。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

〔有馬英二君登壇、拍手〕

○有馬英二君 只今議題となりました
諸議第八百五十九、八百六十、八百六
十一、九百七十三、千二、二千四十六
は、いずれも安全保障條約締結に伴う
横須賀初め旧軍港市の一部が、駐留軍
に使用せんとするに際し、各市の平
和産業の発達及び住民の福祉が阻害さ
れるようになるとの諸議でございます。

次に、諸議第四百、千六百一、千
六百二十七、千六百六十二、千七百八
十一、陳情第五百二十六、七百三十五、
七百七十二、八百七十一、千二百十二
は、いずれも、今日なお海外に抑留さ
れている同胞及び服役中の戦犯者が、
講和発効を機に内地に帰還、送還され
得るよう、関係各国に図られたいとの
趣旨でございます。

次に、諸議第二千四百九十九、二千
五百九十一、陳情第八百五十、千六十
六、千六百四、千六百三十一は、いずれも
行政協定に伴つて接収審議が進められ
ている演習地又は飛行場又はその一部
につき、該地農業の増進を来さぬよう
、接収から除外されたいとの趣旨で
ござります。

次に、諸議第六百三十六は、行政
協定下における駐留軍調達に日本政府
を通じて行い、特別調達庁職員的身分

安全を取計らわれないとの諸議でござ
います。陳情第四百六十九号は、行政
協定における属人主義による広汎な米
国裁判管轄権に対し、合理的な方式を
とられたいとの陳情でございます。

陳情第六百四十五号は、マツカ
ー・ライン近くにおいて拿捕された
船舶、船員の返還要求その他保護援助
について十分な方途を講じられたいと
の趣旨でございます。

以上の各件は、六月六日の委員会に
おいていずれも願意を尤もと認め、こ
れらを議院の會議に付し、且つ内閣に
送付すべきものと決定いたしました次第
であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言も
なければ、これより採決をいたしま
す。

これらの諸議及び陳情は委員長報告
の通り採決し、内閣に送付することに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認
めます。よつてこれらの諸議及び陳情
は、全会一致を以て採決し、内閣に送
付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) 日程第二十二
より第五十六までの諸議及び日程第六
十七より第七十二までの陳情を一括し
て議題とすることに御異議ございません
か。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと
認めます。

先ず委員長の報告を求めます。運輸
委員理事岡田信次君。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

〔岡田信次君登場、拍手〕

並びにサービスの点等を考慮し、又日程第四十三より日程第四十七まで及び日程第六十九は、サービスの向上並びに地方の利便の増進を考慮し、いずれも願意を妥当と認めました。

日程第四十八から日程第五十までは、国鉄の施設に関するものであります。

決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付すること
に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

締結について承認と求めるの件
一、日程第十乃至第二十一の請願
一、日程第五十七乃至第六十六の陳情
一、日程第二十二乃至第五十六の請願
一、日程第六十七乃至第七十二の陳情

高橋漣太郎君
鈴木恭一君
安井謙君
竹中七郎君
小川久義君
園伊能君
池田宇右衛門君
駒井孝衛門君
油井賢太郎君
堀末治君
愛沼揆一君
平沼彌太郎君
有馬英二君
澤淵春次君
滝井治三郎君
前之國喜一郎君
林屋龜次郎君
北村一男君

第一、第二突堤を宇野—高松間鉄道連絡強化のために、岡山県が国鉄の要請に応じて提供し、その代償として、国鉄は、岩壁、物揚場等を完成して県に提供することになつてゐるが、現在までにしては、産業の伸展、貿易の振興上、支障を来たしてゐるので、速かに残余の施設工事を促進して欲しいといふのであります。日程第五十一及び日程第七十は、いずれも戦時中に政府の強い勧奨によつて鉄道施設を撤収されたたが、その際、休止中補助金と供出代金を交付することになつておるにもかかわらず、補助金は終戦と同時に停止され、供出代金は戦時補償特別税の名称の下に没收され、殆んど公約が果たされてないから、これが救済の一策として

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 榮養改善法案

一、日程第二 外国軍用艦船等に関する検疫法特例案

一、日程第三 造船法の二部を改正する法律案

一、日程第四 放送法の一部を改正する法律案

一、日程第五 公共土木施設災害復旧事業費支弁法の一部を改正

出席者は左の通り。

議員	副議長	三木	治朗君
藤森 眞治君	藤野 繁雄君		
野田 俊作君	中山 福藏君		
徳川 宗敬君	常岡 一郎君		
田村 文吉君	伊達源一郎君		
館 哲二君	竹下 豊次君		
高橋 道男君	高瀬莊太郎君		
高田 寛君	高木 正夫君		
新谷寅三郎君	島村 軍次君		
西郷吉之助君	小林 政夫君		
木下 辰雄君	加藤 正人君		
柏木 庫治君	加賀 操君		
奥部 常君	岡本 愛祐君		
飯島連次郎君	梅原 眞隆君		
結城 安次君	赤木 正雄君		
森 八三君	山川 良一君		
上原 正吉君	島田 忠彦君		
青山 正一君	玉柳 實君		
九鬼紋十郎君	大矢半次郎君		

[illegible]

て補助金の交付をして欲しいといふのであります。

日程第五十二より日程第五十四までは鉄道管理局設置に関するものであります。日程第五十五は国鉄の嘱託医に往診用バス発行に関するもの、日程第五十六は菓子の運賃差額の引下げに關するもの、日程第七十一は輸入自動車に關するもの、日程第七十二は輸入自動車の配給方法に関するもの、日程第七十三は、野岩羽根視察に關するものであります。

以上の各件につきましては、慎重に審議をいたしました結果、いずれも願意を妥協と認め、委員会におきましては、以上の諸願三十六件、陳情六件は、議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと、全会一致を以て

する法律案
一、日程第六 地方税法の一部を改正する法律案
一、日程第七 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
一、日程第八 国際連合の特権及び免除に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件
一、日程第九 千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約、議定書及び附屬書並びに千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された経済統計に関する国際條約を改正する議定書及び附屬書の

石村	松本	宮本	大野	前田	藩口	黒田	川村	左藤	仁田	一松	西山	石川	山本	城崎	郡崎
幸作君	昇君	邦彦君	秀次郎君	義夫君	三郎君	松助君	義雄君	葵證君	竹一君	政二君	龜七君	繁安君	米治君	義臣君	祐一君
長谷山行教君	秋山俊一郎君	杉原 荒太君	富田 重文君	宮宗 三君	堀越 義郎君	宮城太一君	小林 英三君	小島 定吉君	草葉 隆圓君	深木 六郎君	大谷 盤潤君	木村 勝江君	山縣 信三君	植竹 春徳君	廣嶺與兵衛君

東 大野 幸一君	西園寺公一君	永井純一郎君	赤松 常子君	原 虎一君	恭兵衛
大山 郁夫君	矢嶋 三義君	吉川末次郎君	小林 亦治君	小松 正雄君	曾祢 益君
松浦 清一君	國務大臣	建設大臣	野田 卯一君	岡野 清豪君	
政府委員	電波監理委 員會委員長	網島 毅君	石原幹市郎君	西村 直巳君	額三君
外務政務次官	大藏政務次官	厚生政務次官	運輸政務次官	佐々木秀世君	

明治二十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定價一部

十
送料束圓
元
發行所
印刷
電話九段四三二五
振替東京一九〇〇〇
官報課